

令和7年3月

郡山市議会定例会議案

(令和6年度補正予算案等)

目 次

議案第2号	令和6年度郡山市一般会計補正予算（第9号）	4
議案第3号	令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	56
議案第4号	令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）	68
議案第5号	令和6年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	76
議案第6号	令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	86
議案第7号	令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	97
議案第8号	令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	99
議案第9号	令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）	101
議案第10号	令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）	113
議案第11号	令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）	125
議案第12号	郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	145
議案第13号	郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	150
議案第14号	郡山市職員の育児休業等に関する条例及び郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	185
議案第15号	郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	189
議案第16号	郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	191
議案第17号	郡山市東山霊園管理基金条例等の一部を改正する等の条例	197
議案第18号	郡山市農林水産業振興基金条例	201
議案第19号	郡山市営住宅条例の一部を改正する条例	202
議案第20号	建設業法施行令の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例	204
議案第21号	工事請負契約の変更について	207
議案第22号	工事請負契約の変更について	208
議案第23号	工事請負契約の変更について	209
議案第24号	業務委託契約の変更について	210
議案第25号	財産の取得について	211

議案第26号	財産の取得について	212
議案第27号	市道路線の認定について	213
議案第28号	字の区域の変更について	218
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて	220
報告第1号	専決処分事項の報告について	223

令和6年度郡山市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度郡山市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,860,873千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,454,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		13,492,512	1,256,505	14,749,017
	1 地方交付税	13,492,512	1,256,505	14,749,017
16 使用料及び手数料		2,263,304	△2,344	2,260,960
	1 使用料	1,386,650	△2,344	1,384,306
17 国庫支出金		27,920,849	890,681	28,811,530
	1 国庫負担金	17,148,252	516,801	17,665,053
	2 国庫補助金	10,681,050	373,880	11,054,930
18 県支出金		10,272,439	186,849	10,459,288
	1 県負担金	5,938,271	196,300	6,134,571
	2 県補助金	3,621,443	△9,451	3,611,992
19 財産収入		96,009	2,657	98,666
	1 財産運用収入	45,035	176	45,211
	2 財産売払収入	50,974	2,481	53,455
20 寄附金		204,835	13,820	218,655
	1 寄附金	204,835	13,820	218,655
21 繰入金		10,941,327	△61,873	10,879,454
	1 特別会計繰入金	296,617	△47,696	248,921
	2 基金繰入金	10,644,710	△14,177	10,630,533
23 諸収入		5,409,151	64,178	5,473,329
	5 雑入	1,687,100	64,178	1,751,278
24 市債		11,856,200	510,400	12,366,600
	1 市債	11,856,200	510,400	12,366,600
歳入	合計	153,593,676	2,860,873	156,454,549

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		21,747,729	1,060,233	22,807,962
	1 総務管理費	15,899,348	1,083,687	16,983,035
	3 戸籍住民基本台帳費	928,644	△5,930	922,714
	4 選挙費	237,161	△17,524	219,637
3 民生費		56,485,347	774,992	57,260,339
	1 社会福祉費	6,096,505	△186,015	5,910,490
	2 心身障害者福祉費	7,773,684	506,872	8,280,556
	3 老人福祉費	10,615,615	19,569	10,635,184
	4 児童福祉費	26,124,299	414,871	26,539,170
	5 生活保護費	5,835,675	19,695	5,855,370
4 衛生費		11,715,374	28,750	11,744,124
	1 保健衛生費	7,257,577	102,450	7,360,027
	2 清掃費	4,145,967	△73,700	4,072,267
6 農林水産業費		5,749,607	5,576	5,755,183
	1 農業費	5,167,394	5,576	5,172,970
7 商工費		7,460,979	△144,061	7,316,918
	1 商工費	7,460,979	△144,061	7,316,918
8 土木費		17,569,340	1,125,029	18,694,369
	2 道路橋りょう費	5,612,240	359,166	5,971,406
	3 河川費	944,338	678,000	1,622,338
	4 都市計画費	9,480,058	87,863	9,567,921
9 消防費		3,855,353	36,385	3,891,738
	1 消防費	3,855,353	36,385	3,891,738
10 教育費		19,876,277	△4,453	19,871,824
	2 小中学校費	9,108,748	24,924	9,133,672

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 社会教育費	5,468,283	△18,472	5,449,811
	4 保健体育費	4,576,458	△10,905	4,565,553
12 公債費		7,807,673	△25,382	7,782,291
	1 公債費	7,807,673	△25,382	7,782,291
14 予備費		310,653	3,804	314,457
	1 予備費	310,653	3,804	314,457
歳出	合計	153,593,676	2,860,873	156,454,549

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
7 商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海長寿命 化事業	千円 2,127,806	6	千円 1,020,764	千円 1,785,594	6	千円 1,001,584
				7	1,020,764		7	473,992
				8	86,278		8	310,018
8 土木費	4 都市計画費	東部幹線こ線橋整備事業	1,929,942	3	260	1,467,183	3	260
				4	332,000		4	332,000
				5	836,522		5	836,522
				6	132,089		6	132,089
				7	629,071		7	166,312

第 3 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 老人福祉費	老人福祉施設等整備費補助金	千円 163,300
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健情報管理システム改修事業	1,540
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	30,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	17,760
		通学路安全対策事業	49,060
		道路ストック整備事業	86,012
		橋りょう長寿命化事業	296,069

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	千円 797,111
	4 都市計画費	街路整備事業	117,826
9 消防費	1 消防費	災害時用備蓄品整備事業	38,247
10 教育費	2 小中学校費	小学校施設環境整備事業	24,152
		中学校施設環境整備事業	37,326
	3 社会教育費	市史編さん事業	9,108

第 4 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
西田敏行展企画運營業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	千円 9,900
県営咲田橋架替事業負担金 (令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	52,741

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域密着型サービス拠点整備費補助金(令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	353,952千円	令和6年度から 令和7年度まで	148,476千円
老人福祉施設等整備費補助金(令和6年度分)	令和6年度から 令和8年度まで	914,810千円	令和6年度から 令和7年度まで	163,400千円
中学校給食センター整備事業アドバイザー等業務委託料	令和6年度から 令和10年度まで	37,888千円	令和6年度から 令和8年度まで	26,051千円

一般会計

(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
障がい福祉施設再整備事業 アドバイザー業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	11,297千円	—	—	応募事業者がなかったため。

第5表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	千円 1,853,200		%		千円 1,860,900		%	
観光振興施設整備事業	1,000,400				966,400			
道路整備事業	1,690,600				1,780,800			
河川整備事業	567,900				1,019,900			
街路整備事業	130,600				108,300			
学校教育施設等整備事業	1,026,600				1,025,600			
開成山地区体育施設整備事業	1,597,800				1,615,600			
合 計	11,856,200				12,366,600			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	51,178,824	0	51,178,824
2 地方譲与税	1,256,733	0	1,256,733
3 利子割交付金	13,646	0	13,646
4 配当割交付金	175,195	0	175,195
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	0	114,253
6 法人事業税交付金	937,969	0	937,969
7 地方消費税交付金	8,355,936	0	8,355,936
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	0	18,209
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	81,969	0	81,969
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	0	3,067
12 地方特例交付金	1,783,662	0	1,783,662
13 地方交付税	13,492,512	1,256,505	14,749,017
14 交通安全対策特別交付金	45,571	0	45,571
15 分担金及び負担金	380,363	0	380,363
16 使用料及び手数料	2,263,304	△2,344	2,260,960
17 国庫支出金	27,920,849	890,681	28,811,530
18 県支出金	10,272,439	186,849	10,459,288
19 財産収入	96,009	2,657	98,666
20 寄附金	204,835	13,820	218,655
21 繰入金	10,941,327	△61,873	10,879,454
22 繰越金	6,791,652	0	6,791,652
23 諸収入	5,409,151	64,178	5,473,329
24 市債	11,856,200	510,400	12,366,600
歳入合計	153,593,676	2,860,873	156,454,549

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	675,950	0	675,950				
2 総務費	21,747,729	1,060,233	22,807,962			22,205	1,038,028
3 民生費	56,485,347	774,992	57,260,339	673,248		98,352	3,392
4 衛生費	11,715,374	28,750	11,744,124	2,497		△6,744	32,997
5 労働費	162,348	0	162,348				
6 農林水産業費	5,749,607	5,576	5,755,183	3,984	7,700	12	△6,120
7 商工費	7,460,979	△144,061	7,316,918		△34,000	△3,772	△106,289
8 土木費	17,569,340	1,125,029	18,694,369	312,040	519,900		293,089
9 消防費	3,855,353	36,385	3,891,738	17,784		3,442	15,159
10 教育費	19,876,277	△4,453	19,871,824	67,977	16,800	△23,361	△65,869
11 災害復旧費	128,129	0	128,129				
12 公債費	7,807,673	△25,382	7,782,291				△25,382
13 諸支出金	48,917	0	48,917				
14 予備費	310,653	3,804	314,457				3,804
歳出合計	153,593,676	2,860,873	156,454,549	1,077,530	510,400	90,134	1,182,809

2 歳入

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	13,492,512	1,256,505	14,749,017	1 地方交付税	1,256,505	普通交付税 1,256,505
計	13,492,512	1,256,505	14,749,017			

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育使用料	52,805	△ 2,344	50,461	3 保健体育使用料	△ 2,344	保健体育施設行政財産目的外使用料 △ 2,344
計	1,386,650	△ 2,344	1,384,306			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	17,084,306	516,801	17,601,107	1 社会福祉費国庫負担金	△ 6,694	国民健康保険基盤安定国庫負担金 △ 5,919 未就学児均等割保険税国庫負担金 △ 983 産前産後保険税国庫負担金 208

13款 地方交付税

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金				2 心身障害者 福祉費国庫 負担金	256,561	障害者自立支援給付費国庫負担金 256,561
				4 児童福祉費 国庫負担金	254,317	子育てのための施設等利用給付交付金 △ 37,500 子どものための教育・保育給付交付金 311,634 障害児給付費国庫負担金 △ 19,817
				5 生活保護費 国庫負担金	12,617	生活保護費等国庫負担金 12,617
				計	17,148,252	516,801

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	3,809,200	△ 26,418	3,782,782	4 児童福祉費 国庫補助金	△ 26,418	保育対策総合支援事業費国庫補助金 △ 26,418
3 衛生費国庫補助金	252,772	2,497	255,269	1 保健衛生費 国庫補助金	2,497	出産・子育て応援交付金 1,540 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補 助金 957

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫補助金	1,717,769	312,040	2,029,809	2 道路橋りょう費国庫補助金	114,455	社会資本整備総合交付金 △ 89,042 防災・安全交付金 57,238 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 146,259
				3 河川費国庫補助金	226,000	防災・安全交付金 226,000
				4 都市計画費国庫補助金	△ 28,415	社会資本整備総合交付金 △ 9,000 踏切道改良計画事業費国庫補助金 △ 19,415
8 消防費国庫補助金	2,339	17,784	20,123	1 消防費国庫補助金	17,784	消防団設備整備費国庫補助金 △ 1,339 地方経済生活環境創生交付金 19,123
9 教育費国庫補助金	1,971,943	67,977	2,039,920	2 小中学校費国庫補助金	30,738	地方経済生活環境創生交付金 30,738
				4 保健体育費国庫補助金	37,239	都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 37,239
計	10,681,050	373,880	11,054,930			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,933,056	196,300	6,129,356	1 社会福祉費県負担金	△ 32,138	国民健康保険基盤安定県負担金 △ 31,750 未就学児均等割保険税県負担金 △ 492

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金						産前産後保険税県負担金 104
				2 心身障害者 福祉費県負担金	128,280	障害者自立支援給付費県負担金 128,280
				3 老人福祉費 県負担金	△ 949	後期高齢者医療保険基盤安定県負担金 △ 949
				4 児童福祉費 県負担金	101,107	子育てのための施設等利用給付費県負担金 △ 18,750 子どものための教育・保育給付費県負担金 129,765 障害児給付費県負担金 △ 9,908
計	5,938,271	196,300	6,134,571			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,273,827	△ 13,435	2,260,392	3 老人福祉費 県補助金	△ 5,170	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 5,170
				4 児童福祉費 県補助金	△ 8,265	保育対策総合支援事業費県補助金 △ 10,317 施設型給付費地方単独費県補助金 2,236 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 費県補助金 △ 184

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	759,759	3,984	763,743	1 農業費県補助金	3,984	農地集積・集約化等対策事業費県補助金 △ 26,016 農村地域防災減災事業費県補助金 30,000
計	3,621,443	△ 9,451	3,611,992			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	12,256	176	12,432	1 利子及び配当金	176	環境基金利子 185 消防力整備基金利子 △ 9
計	45,035	176	45,211			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	10,945	2,481	13,426	1 土地売払収入	2,481	市有地売払収入 2,481
計	50,974	2,481	53,455			

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	174,342	300	174,642	2 地方創生応援税制寄附金	300	地方創生応援寄附金 300
2 総務費寄附金	1,285	10,200	11,485	1 総務管理費寄附金	10,200	市制施行100周年記念事業費寄附金 10,200
3 民生費寄附金	3,663	1,920	5,583	1 老人福祉費寄附金	160	高齢化社会対策推進寄附金 160
				2 児童福祉費寄附金	1,760	子育て支援推進寄附金 1,760
4 衛生費寄附金	468	320	788	1 保健衛生費寄附金	320	環境寄附金 320
6 教育費寄附金	4,276	1,080	5,356	1 小中学校費寄附金	280	奨学資金給与費寄附金 280
				2 社会教育費寄附金	100	文化体育振興寄附金 100
				3 保健体育費寄附金	700	地方創生応援寄附金 700
計	204,835	13,820	218,655			

20款 寄附金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 富田第二土地区画 整理事業繰入金	47,696	△ 47,696	0	1 富田第二土 地区画整理 事業繰入金	△ 47,696	富田第二土地区画整理事業繰入金 △ 47,696
計	296,617	△ 47,696	248,921			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 地方創生応援基金 繰入金	88,074	△ 10,405	77,669	1 地方創生応 援基金繰入 金	△ 10,405	地方創生応援基金繰入金 △ 10,405
5 公共施設等総合管 理基金繰入金	1,419,136	△ 3,772	1,415,364	1 公共施設等 総合管理基 金繰入金	△ 3,772	公共施設等総合管理基金繰入金 △ 3,772
計	10,644,710	△ 14,177	10,630,533			

21款 繰入金

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,686,782	64,178	1,750,960	2 雑入	64,178	広告料収入 △ 14,255 クリーンセンター余剰電力売却収入 △ 10,170 負担金補助及び交付金過年度返還金 85,152 消防団員安全装備品整備事業助成金 3,451
計	1,687,100	64,178	1,751,278			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 農林水産業債	1,874,800	7,700	1,882,500	1 農業債	7,700	農業農村整備事業債 7,700
6 商工債	1,000,400	△ 34,000	966,400	1 商工債	△ 34,000	観光振興施設整備事業債 △ 34,000
7 土木債	2,720,700	519,900	3,240,600	1 道路橋りょう債	90,200	道路整備事業債 90,200
				2 河川債	452,000	河川整備事業債 452,000
				3 都市計画債	△ 22,300	街路整備事業債 △ 22,300
9 教育債	3,807,600	16,800	3,824,400	1 小中学校債	△ 1,000	教育研修施設整備事業債 △ 1,000
				3 保健体育債	17,800	保健体育施設整備事業債 17,800
計	11,856,200	510,400	12,366,600			

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 秘書事務費	157,678	△11,857	145,821	一般財源 △11,857	7 報償費	△2,541	◎秘書事務費 △1,000
					8 旅費	△2,276	◎ほう賞及び表彰費 △10,857
					9 交際費	△1,000	
					10 需用費	△1,928	
					12 委託料	△4,112	
4 職員厚生費	1,403,432	34,264	1,437,696	一般財源 34,264	3 職員手当等	40,881	◎退職手当費 40,881
					10 需用費	△6,617	◎職員福利厚生費 △6,617
6 政策開発費	407,916	0	407,916	特定財源 17,523			◎市制施行100周年記念事業費 0
				その他 17,523			
				一般財源 △17,523			
	特定財源の内訳						
	(他) こおりやま応援寄附金 6,423						
	(他) 市制施行100周年記念事業費寄附金 10,200						
	(他) 地方創生応援基金繰入金 900						
9 財政管理費	4,792,549	1,076,641	5,869,190	特定財源 1,223	24 積立金	1,076,641	◎財政調整基金費 590,000
				その他 1,223			◎減債基金費 485,418
				一般財源 1,075,418			◎きずな基金費 1,223
	特定財源の内訳						
	(他) こおりやま応援寄附金 1,223						

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
10 財産管理費	1,805,232	△15,361	1,789,871	特定財源	3,459	12 委託料	△18,820	◎財産管理費	△18,820
				その他	3,459	24 積立金	3,459	◎公共施設等総合管理 基金費	3,459
				一般財源	△18,820				
	特定財源の内訳								
				(他) 市有地売払収入	2,481				
				(他) こおりやま応援寄附金	978				
計	15,899,348	1,083,687	16,983,035	特定財源	22,205				
				その他	22,205				
				一般財源	1,061,482				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基本台帳費	926,834	△5,930	920,904	特定財源	0	12 委託料	△5,930	◎戸籍事務費	△3,214
				一般財源	△5,930			◎住民基本台帳費	△2,716
計	928,644	△5,930	922,714	特定財源	0				
				一般財源	△5,930				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	237,161	△17,524	219,637	一般財源 △17,524	7 報償費	△180	◎市長選挙費 △17,524
					8 旅費	△50	
					10 需用費	△1,436	
					11 役務費	△15,858	
計	237,161	△17,524	219,637	一般財源 △17,524			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	3,059,096	3,169	3,062,265	特定財源 1,225	12 委託料	△2,349	◎地域福祉推進事業費 △1,199
				その他 1,225	22 償還金利子及び割引料	4,293	◎援護費 50
				一般財源 1,944	24 積立金	1,225	◎生活困窮者自立支援事業費 3,958
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 1,225			○生活困窮者自立支援事業費★ 3,958
							◎総合福祉センター費 △1,150
							◎重層的支援体制整備推進事業費 285
							○福祉まるごと支援事業費★ 285

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費							◎福祉基金費 1,225
3 国保年金費	3,037,243	△189,184	2,848,059	特定財源 △38,832 国・県 △38,832 一般財源 △150,352	27 繰出金	△189,184	◎国民健康保険事業費 △189,184
	特定財源の内訳						
	(国) 国民健康保険基盤安定国庫負担金			△5,919			
	(国) 未就学児均等割保険税国庫負担金			△983			
	(国) 産前産後保険税国庫負担金			208			
	(県) 国民健康保険基盤安定県負担金			△31,750			
	(県) 未就学児均等割保険税県負担金			△492			
	(県) 産前産後保険税県負担金			104			
計	6,096,505	△186,015	5,910,490	特定財源 △37,607 国・県 △38,832 その他 1,225 一般財源 △148,408			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	7,566,457	506,872	8,073,329	特定財源	384,841	11 役務費	393	◎障害者福祉総務費	393
				国・県	384,841	12 委託料	△12,330	◎自立支援事業費	513,123
				一般財源	122,031	19 扶助費	513,123	◎障害者支援施設等費	△12,330
				特定財源の内訳		22 償還金利息及び割引料	5,686	◎障害者援護手当等給付費	5,686
				(国) 障害者自立支援給付費国庫負担金	256,561				
(県) 障害者自立支援給付費県負担金	128,280								
計	7,773,684	506,872	8,280,556	特定財源	384,841				
				国・県	384,841				
				一般財源	122,031				

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,354,207	1,749	1,355,956	特定財源	1,749	24 積立金	1,749	◎高齢化社会対策基金費	1,749
				その他	1,749				
				特定財源の内訳					
				(他) こおりやま応援寄附金	1,589				
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金	160				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明		
						区分	金額			
3 介護保険事業費	4,584,887	19,086	4,603,973	特定財源	19,085	18 負担金補助及び交付金	△5,170	◎老人福祉施設等整備補助事業費 ○地域密着型サービス拠点整備補助事業費★		
				国・県	△5,170				22 償還金利子及び割引料	24,256
				その他 一般財源	24,255 1					
特定財源の内訳										
(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金					△5,170					
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金					24,255					
4 後期高齢者医療費	3,903,458	△1,266	3,902,192	特定財源	59,888	27 繰出金	△1,266	◎後期高齢者医療事業費		
				国・県	△949					
				その他 一般財源	60,837 △61,154					
特定財源の内訳										
(県) 後期高齢者医療保険基盤安定県負担金					△949					
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金					60,837					
計	10,615,615	19,569	10,635,184	特定財源	80,722					
				国・県	△6,119					
				その他	86,841					
				一般財源	△61,153					

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 こども総務 企画費	1,684,398	10,264	1,694,662	特定財源	10,263	24 積立金	10,264	◎すこやか子育て基金 費 10,264
				その他	10,263			
				一般財源	1			
	特定財源の内訳							
				(他) こおりやま応援寄附金	8,503			
				(他) 子育て支援推進寄附金	1,760			
2 子育て給付 費	8,914,949	845	8,915,794	一般財源	845	22 償還金利子 及び割引料	845	◎母子福祉対策費 845
3 こども家庭 費	306,037	3,631	309,668	一般財源	3,631	22 償還金利子 及び割引料	3,631	◎母子福祉対策費 ○母子自立支援事業 費★ 3,631
4 保育費	12,874,440	440,133	13,314,573	特定財源	350,673	18 負担金補助 及び交付金	410,059	◎児童福祉総務費 △45,468 ○保育士・保育所支 援センター事業費★ △45,468 ◎民間認可保育所費 533,209 ○特定教育・保育施 設等補助事業費★ 15,674 ◎認可外保育施設費 △15,660 ○認可外保育施設支 援事業費★ 7,603 ◎特別保育推進事業費 186
				国・県	350,650			
				その他	23	22 償還金利子 及び割引料	30,074	
				一般財源	89,460			
	特定財源の内訳							
				(国) 子育てのための施設等利用給付交付金	△37,500			
				(国) 子どものための教育・保育給付交付金	311,634			
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金	△26,418			
				(県) 子育てのための施設等利用給付費県負担金	△18,750			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保育費							○医療的ケア児保育 支援事業費★ 186 ◎私立幼稚園費 Δ32,134
				(県) 子どものための教育・保育給付費県負担金 129,765			
				(県) 保育対策総合支援事業費県補助金 Δ10,317			
				(県) 施設型給付費地方単独費県補助金 2,236			
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 23			
5 児童障害福祉費	2,344,475	Δ40,002	2,304,473	特定財源 Δ29,909	19 扶助費	Δ40,002	◎心身障害児福祉費 Δ40,002
				国・県 Δ29,909			○難聴児補聴器購入 費等助成事業費★ Δ368
				一般財源 Δ10,093			
	特定財源の内訳						
				(国) 障害児給付費国庫負担金 Δ19,817			
				(県) 障害児給付費県負担金 Δ9,908			
				(県) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費 県補助金 Δ184			
計	26,124,299	414,871	26,539,170	特定財源 331,027			
				国・県 320,741			
				その他 10,286			
				一般財源 83,844			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	5,835,675	19,695	5,855,370	特定財源	12,617	22 償還金利息及び割引料	19,695	◎生活保護事務費	3
				国・県	12,617			◎生活扶助費	19,692
				一般財源	7,078				
	特定財源の内訳								
	(国) 生活保護費等国庫負担金				12,617				
計	5,835,675	19,695	5,855,370	特定財源	12,617				
				国・県	12,617				
				一般財源	7,078				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 保健所健康づくり費	1,345,281	0	1,345,281	特定財源	600			◎健康増進事業費	0
				その他	600			○健康増進事業費★	0
				一般財源	△600				
	特定財源の内訳								
	(他) 地方創生応援寄附金				300				
	(他) 地方創生応援基金繰入金				300				

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
8 母子保健衛生費	855,696	109,629	965,325	特定財源	2,497	12 委託料	1,540	◎母子医療対策事業費	2,055
				国・県	2,497	22 償還金利子 及び割引料	108,089	◎母子保健推進活動費	107,574
				一般財源	107,132			○母子保健推進活動 事業費★	485
特定財源の内訳								○妊娠・出産包括支 援事業費★	106,234
(国) 出産・子育て応援交付金					1,540				
(国) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助 金					957				
9 環境政策費	891,849	△7,179	884,670	特定財源	2,826	10 需用費	△10,000	◎環境基金費	2,821
				その他	2,826	24 積立金	2,821	◎東山悠苑費	△10,000
				一般財源	△10,005				
特定財源の内訳									
(他) 環境基金利子					185				
(他) こおりやま応援寄附金					2,321				
(他) 環境寄附金					320				
計	7,257,577	102,450	7,360,027	特定財源	5,923				
				国・県	2,497				
				その他	3,426				
				一般財源	96,527				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 5 R推進費	1,255,328	△34,700	1,220,628	一般財源 △34,700	7 報償費	△6,700	◎ごみ収集費 △28,000
					12 委託料	△28,000	◎ごみの減量と資源再 利用推進事業費 △6,700
2 資源循環費	2,890,639	△39,000	2,851,639	特定財源 △10,170	10 需用費	△17,000	◎富久山クリーンセン ター費 △22,000
				その他 △10,170	12 委託料	△22,000	◎河内クリーンセンタ ー費 0
				一般財源 △28,830			◎衛生処理センター費 △17,000
特定財源の内訳 (他) クリーンセンター余剰電力売却収入 △10,170							
計	4,145,967	△73,700	4,072,267	特定財源 △10,170 その他 △10,170 一般財源 △63,530			

4款 衛生費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
2 農業政策費	462,507	△29,454	433,053	特定財源	△26,004	18 負担金補助及び交付金	△29,466	◎制度資金利子補給事業費	△3,450			
				国・県	△26,016					22 償還金利子及び割引料	12	○農業制度資金利子補給事業費★
				その他	12	◎中山間地域農業活性化対策事業費	12					
				一般財源	△3,450			○中山間地域等直接支払事業費★	12			
特定財源の内訳												
(県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金					△26,016			◎地域計画推進事業費	△26,016			
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金					12			○地域計画推進事業費★	△26,016			
4 農地費	2,863,870	35,030	2,898,900	特定財源	37,700	8 旅費	△73	◎農道水路等費	24,230			
				国・県	30,000	10 需用費	△13	○農業用施設整備事業費★	29,000			
				市債	7,700	11 役務費	△5	◎ほ場整備事業費	10,800			
				一般財源	△2,670	12 委託料	28,751	○県営ほ場整備事業費★	10,800			
				特定財源の内訳								
				(県) 農村地域防災減災事業費県補助金					30,000			
(市債) 農業農村整備事業債					7,700							

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,167,394	5,576	5,172,970	特定財源 11,696 国・県 3,984 市債 7,700 その他 12 一般財源 △6,120			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光物産費	1,858,995	△34,527	1,824,468	特定財源 △37,772	10 需用費	△15,935	◎郡山ユラックス熱海 費 △34,527 ○郡山ユラックス熱 海長寿命化事業費★ △34,527
				市債 △34,000	12 委託料	△2,542	
				その他 △3,772	14 工事請負費	△16,050	
				一般財源 3,245			
特定財源の内訳							
(市債) 観光振興施設整備事業債				△34,000			
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△3,772			
3 産業創出費	1,753,966	△109,534	1,644,432	一般財源 △109,534	18 負担金補助 及び交付金	△109,588	◎企業誘導費 △109,588
					27 繰出金	54	○企業立地促進助成 事業費★ △109,588

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 産業創出費							◎工業団地開発事業費 54
計	7,460,979	△144,061	7,316,918	特定財源 △37,772 市債 △34,000 その他 △3,772 一般財源 △106,289			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,362,437	△41,834	1,320,603	特定財源 △191,193	12 委託料	△6,334	◎道路費 △41,834 ○幹線道路新設改良 舗装事業費★ △28,834 ○通学路安全対策事 業費★ △13,000
				国・県 △101,793 市債 △89,400 一般財源 149,359	14 工事請負費 △10,000 21 補償補填及 び賠償金 △25,500		
特定財源の内訳							
(国) 社会資本整備総合交付金				△89,042			
(国) 防災・安全交付金				△12,751			
(市債) 道路整備事業債				△89,400			

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 道路維持費	3,911,093	401,000	4,312,093	特定財源	395,848	12 委託料	27,394	◎道路費	135,072
				国・県 市債 一般財源	216,248 179,600 5,152	14 工事請負費	373,606	○通学路安全対策事 業費★	49,060
				特定財源の内訳				◎橋りょう費	265,928
				(国) 防災・安全交付金	69,989			○橋りょう長寿命化 事業費★	265,928
				(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金	146,259				
				(市債) 道路整備事業債	179,600				
計	5,612,240	359,166	5,971,406	特定財源	204,655				
				国・県	114,455				
				市債	90,200				
				一般財源	154,511				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 河川費	944,338	678,000	1,622,338	特定財源	678,000	12 委託料	13,500	◎河川費 678,000 ○準用河川改修事業費★ 678,000
				国・県	226,000	14 工事請負費	657,000	
				市債	452,000	21 補償補填及び賠償金	7,500	
				特定財源の内訳				
				(国) 防災・安全交付金	226,000			
				(市債) 河川整備事業債	452,000			
計	944,338	678,000	1,622,338	特定財源	678,000			
				国・県	226,000			
				市債	452,000			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 街路費	391,008	△9,110	381,898	特定財源	△50,715	12 委託料	△1,110	◎街路整備費 △9,110 ○環状線等街路整備事業費★ △9,110
				国・県	△28,415	14 工事請負費	△8,000	
				市債	△22,300			
				一般財源	41,605			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 街路費	特定財源の内訳						
	(国) 社会資本整備総合交付金			△9,000			
	(国) 踏切道改良計画事業費国庫補助金			△19,415			
	(市債) 街路整備事業債			△22,300			
4 土地区画整理費	954,593	55,189	1,009,782	一般財源 55,189	27 繰出金	55,189	◎土地区画整理費 55,189
7 公共下水道費	4,948,890	41,784	4,990,674	一般財源 41,784	23 投資及び出資金	41,784	◎公共下水道費 41,784
計	9,480,058	87,863	9,567,921	特定財源 △50,715 国・県 △28,415 市債 △22,300 一般財源 138,578			

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,835,313	36,385	3,871,698	特定財源	21,226	10 需用費	38,247	◎消防力整備基金費	△9
				国・県	17,784	17 備品購入費	△2,345	◎非常備消防費	0
				その他	3,442	18 負担金補助及び交付金	492	◎消防施設費	△2,345
				一般財源	15,159	24 積立金	△9	○消防力整備事業費	
	特定財源の内訳						◎災害対策費	38,739	
				(国) 消防団設備整備費国庫補助金	△1,339		○地域防災充実事業費★	492	
				(国) 地方経済生活環境創生交付金	19,123				
				(他) 消防力整備基金利子	△9				
				(他) 消防団員安全装備品整備事業助成金	3,451				
計	3,855,353	36,385	3,891,738	特定財源	21,226				
				国・県	17,784				
				その他	3,442				
				一般財源	15,159				

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	1,093,528	△22,324	1,071,204	特定財源	280	8 旅費	△1,300	◎指導事業費	△1,300
				その他	280	13 使用料及び賃借料	△9,523	◎学校全国大会参加支援事業費	△11,781
				一般財源	△22,604	18 負担金補助及び交付金	△11,781	○小中学校の全国音楽祭参加支援事業費	
				特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金		280	24 積立金	280	★
								◎奨学資金費	280
								◎小学校教授費	△8,359
								◎中学校教授費	△1,164
2 学校管理費	4,980,710	△13,145	4,967,565	一般財源	△13,145	1 報酬	△81	◎学校体育振興費	△6,665
						8 旅費	△29	◎学校給食費	△6,480
						12 委託料	△6,718		
						13 使用料及び賃借料	△6,665		
						18 負担金補助及び交付金	348		
3 学校施設費	2,239,390	61,478	2,300,868	特定財源	30,738	17 備品購入費	61,478	◎小学校施設費	24,152
				国・県	30,738			○小学校施設環境整備事業費★	24,152
				一般財源	30,740			◎中学校施設費	37,326
特定財源の内訳 (国) 地方経済生活環境創生交付金			30,738					○中学校施設環境整備事業費★	37,326

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
4 教育研修センター費	795,120	△1,085	794,035	特定財源	△1,000	12 委託料	△1,085	◎教育研修センター費 △1,085
				市債	△1,000			
				一般財源	△85			
	特定財源の内訳							
	(市債) 教育研修施設整備事業債				△1,000			
計	9,108,748	24,924	9,133,672	特定財源	30,018			
				国・県	30,738			
				市債	△1,000			
				その他	280			
				一般財源	△5,094			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 文化振興費	3,186,772	△18,472	3,168,300	特定財源	1,519	12 委託料	△19,032	◎開成館費	0
				その他	1,519	24 積立金	560	◎歴史資料館費	△19,032
				一般財源	△19,991			○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★	△19,032
	特定財源の内訳							◎文化体育振興基金費	560
				(他)こおりやま応援寄附金	1,419				
				(他)文化体育振興寄附金	100				
計	5,468,283	△18,472	5,449,811	特定財源	1,519				
				その他	1,519				
				一般財源	△19,991				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	4,576,458	△10,905	4,565,553	特定財源	29,879	12 委託料	△10,905	◎社会体育振興費	△10,905
				国・県	37,239			○こおりやまスポーツイノベーション事業費★	△10,905
				市債	17,800			◎体育館費	0
				その他	△25,160			○スポーツ施設リノベーション事業費★	0
				一般財源	△40,784			◎運動場費	0
				特定財源の内訳					
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金	37,239				
				(市債) 保健体育施設整備事業債	17,800				
				(他) 地方創生応援寄附金	700				
				(他) 地方創生応援基金繰入金	△11,605				
				(他) 広告料収入	△14,255				
計	4,576,458	△10,905	4,565,553	特定財源	29,879				
				国・県	37,239				
				市債	17,800				
				その他	△25,160				
				一般財源	△40,784				

10款 教育費

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	7,472,704	△25,382	7,447,322	一般財源 △25,382	22 償還金 利子及び割引料	△25,382	◎本年度償還元金 △25,382
計	7,807,673	△25,382	7,782,291	一般財源 △25,382			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	310,653	3,804	314,457	一般財源 3,804			
計	310,653	3,804	314,457	一般財源 3,804			

12款 公債費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	11,729 (3.45)		45,725	4,738	50,463	
	議 員	38	275,076		94,902 (3.45)		369,978	80,165	450,143	
	その他の 特別職	4,778	202,899	17,100	5,901 (3.45)	3,475	229,375	2,988	232,363	
	計	4,819	477,975	51,096	112,532 (3.45)	3,475	645,078	87,891	732,969	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,729 (3.45)		45,725	4,738	50,463	
	議 員	38	275,076		94,902 (3.45)		369,978	80,165	450,143	
	その他の 特別職	4,778	202,980	17,100	5,901 (3.45)	3,475	229,456	2,988	232,444	
	計	4,819	478,056	51,096	112,532 (3.45)	3,475	645,159	87,891	733,050	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	0	△ 81	0	0 (0.00)	0	△ 81	0	△ 81	
	計	0	△ 81	0	0 (0.00)	0	△ 81	0	△ 81	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,360) 1,938	2,071,655	8,039,487	6,467,493	16,578,635	3,187,934	19,766,569	
補正前	(1,360) 1,938	2,071,655	8,039,487	6,426,612	16,537,754	3,187,934	19,725,688	
比較	(0) 0	0	0	40,881	40,881	0	40,881	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	168,065	169,748	118,390	26,173	698,842	28,428	80
	補 正 前	168,065	169,748	118,390	26,173	698,842	28,428	80
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,148,358	1,785,912		2,531	266,554	8,523	55
	補 正 前	2,148,358	1,785,912		2,531	266,554	8,523	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,070				1,037,764		
	補 正 前	8,070				996,883		
	比 較	0				40,881		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	(15) 1,781		7,363,591	5,467,445	12,831,036	2,529,679	15,360,715	
補 正 前	(15) 1,781		7,363,591	5,426,564	12,790,155	2,529,679	15,319,834	
比 較	(0) 0		0	40,881	40,881	0	40,881	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	168,065	148,928	118,390	25,660	692,926	27,888	80
	補 正 前	168,065	148,928	118,390	25,660	692,926	27,888	80
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,620,402	1,341,850		2,531	266,554	8,523	55
	補 正 前	1,620,402	1,341,850		2,531	266,554	8,523	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,070				1,037,523		
	補 正 前	8,070				996,642		
	比 較	0				40,881		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源										
						国県支出金	市 債	そ の 他								
7 商工費	1 商工費	郡山ユラック ス熱海長寿命 化事業	6	補正前 の額	1,020,764		918,600	102,164			1,020,764	1,020,764				
				補正額	△19,180		△17,200	△1,980			△19,180	△19,180				
				補正後 の額	1,001,584		901,400	100,184			1,001,584	1,001,584		56.1		
			7	補正前 の額	1,020,764		918,600	102,164						1,020,764		
				補正額	△546,772		△492,100	△54,672						△546,772		
				補正後 の額	473,992		426,500	47,492						473,992	26.5	
			8	補正前 の額	86,278		77,600	8,678						86,278		
				補正額	223,740		201,300	22,440						223,740		
				補正後 の額	310,018		278,900	31,118						310,018	17.4	
			計	補正前 の額	2,127,806		1,914,800	213,006					1,020,764	1,020,764	1,107,042	
				補正額	△342,212		△308,000	△34,212					△19,180	△19,180	△323,032	
				補正後 の額	1,785,594		1,606,800	178,794					1,001,584	1,001,584	784,010	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源									一般財源	
						国県支出金	市 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計 画費	東部幹線二線 橋整備事業	3	260	130	100		30	260	260		260		0.0		
			4	332,000	182,600	134,400		15,000	206,268	206,268		206,268		14.1		
			5	836,522	344,850	253,900		237,772		777,732		777,732		53.0		
			6	132,089	72,648	53,400		6,041			316,611	316,611		21.6		
			7	補正前 の額	629,071	345,989	254,700		28,382					629,071		
				補正額	△462,759	△257,989	△189,900		△14,870					△462,759		
				補正後 の額	166,312	88,000	64,800		13,512					166,312		11.3
			計	補正前 の額	1,929,942	946,217	696,500		287,225	206,528	984,260	316,611	1,300,871	629,071		
				補正額	△462,759	△257,989	△189,900		△14,870					△462,759		
				補正後 の額	1,467,183	688,228	506,600		272,355	206,528	984,260	316,611	1,300,871	166,312		100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
西田敏行展企画運営業務委託料	9,900			令和 6年度 令和 7年度	9,900				9,900
県営咲田橋架替事業負担金 (令和6年度分)	52,741			令和 6年度 令和 8年度	52,741	24,889	22,400		5,452

(変更)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
地域密着型サービス拠点 整備費補助金 (令和6年 度分)	補正前	353,952			令和 6年度 令和 8年度	353,952			
	補正後	148,476			令和 6年度 令和 7年度	148,476			
老人福祉施設等整備費補 助金 (令和6年度分)	補正前	914,810			令和 6年度 令和 8年度		914,800		10
	補正後	163,400			令和 6年度 令和 7年度		163,400		0

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
中学校給食センター整備 事業アドバイザー等業 務委託料	37,888			令和 6年度 令和10年度	37,888				37,888
	26,051			令和 6年度 令和 8年度	26,051				26,051

(廃止)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
障がい福祉施設再整備事 業アドバイザー業務委 託料	11,297			令和 6年度 令和 7年度	11,297				11,297
	—			—	—				—

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現在高見込額	
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
1 普通債	35,727,814	44,793,931	補正前の額	10,887,500	補正前の額	3,373,072	補正前の額	52,308,359
			補正額	510,400	補正額	△ 25,382	補正額	535,782
			補正後の額	11,397,900	補正後の額	3,347,690	補正後の額	52,844,141
(2) 民生	1,004,921	1,018,139	313,000		補正前の額	196,862	補正前の額	1,134,277
					補正額	△ 25,382	補正額	25,382
					補正後の額	171,480	補正後の額	1,159,659
(5) 農林水産業	1,313,679	3,016,533	補正前の額	1,874,800	147,020		補正前の額	4,744,313
			補正額	7,700			補正額	7,700
			補正後の額	1,882,500			補正後の額	4,752,013
(6) 商工	573,656	628,726	補正前の額	1,000,400	64,529		補正前の額	1,564,597
			補正額	△ 34,000			補正額	△ 34,000
			補正後の額	966,400			補正後の額	1,530,597
(7) 土木	11,753,729	15,139,424	補正前の額	2,486,100	1,167,460		補正前の額	16,458,064
			補正額	519,900			補正額	519,900
			補正後の額	3,006,000			補正後の額	16,977,964
(9) 教育	12,809,956	17,341,735	補正前の額	3,807,600	912,721		補正前の額	20,236,614
			補正額	16,800			補正額	16,800
			補正後の額	3,824,400			補正後の額	20,253,414
合 計	88,370,421	95,033,873	補正前の額	11,856,200	補正前の額	7,472,704	補正前の額	99,417,369
			補正額	510,400	補正額	△ 25,382	補正額	535,782
			補正後の額	12,366,600	補正後の額	7,447,322	補正後の額	99,953,151

一般会計

令和6年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ188,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,543,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		164	303	467
	1 財産運用収入	164	303	467
5 繰入金		3,246,254	△189,184	3,057,070
	1 他会計繰入金	2,987,842	△189,184	2,798,658
歳入	合計	28,732,621	△188,881	28,543,740

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		668,133	198	668,331
	1 総務管理費	586,907	198	587,105
4 保健事業費		384,184	△16,452	367,732
	1 特定健康診査等事業費	278,700	△16,452	262,248
5 基金積立金		502,728	304	503,032
	1 基金積立金	502,728	304	503,032
6 諸支出金		54,189	484	54,673
	1 償還金及び還付加算金	54,189	484	54,673
7 予備費		200,206	△173,415	26,791
	1 予備費	200,206	△173,415	26,791
歳 出	合 計	28,732,621	△188,881	28,543,740

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	4,848,613	0	4,848,613
2 国庫支出金	5,511	0	5,511
3 県支出金	20,042,896	0	20,042,896
4 財産収入	164	303	467
5 繰入金	3,246,254	△189,184	3,057,070
6 繰越金	502,562	0	502,562
7 諸収入	86,621	0	86,621
歳入合計	28,732,621	△188,881	28,543,740

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	668,133	198	668,331			198	
2 保険給付費	19,940,632	0	19,940,632				
3 国民健康保険事業費納付金	6,982,549	0	6,982,549			△189,382	189,382
4 保健事業費	384,184	△16,452	367,732				△16,452
5 基金積立金	502,728	304	503,032			303	1
6 諸支出金	54,189	484	54,673				484
7 予備費	200,206	△173,415	26,791				△173,415
歳出合計	28,732,621	△188,881	28,543,740			△188,881	

2 歳入

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	164	303	467	1 利子及び配当金	303	国民健康保険事業財政調整基金利子 303
計	164	303	467			

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,987,842	△ 189,184	2,798,658	1 保険基盤安定繰入金	△ 50,225	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) △ 38,388 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) △ 11,837
				2 未就学児均等割保険税繰入金	△ 1,966	未就学児均等割保険税繰入金 △ 1,966
				3 職員給与費等繰入金	198	職員給与費等繰入金 198
				4 産前産後保険税繰入金	416	産前産後保険税繰入金 416
				6 財政安定化支援事業繰入金	△ 137,607	財政安定化支援事業繰入金 △ 137,607
計	2,987,842	△ 189,184	2,798,658			

国民健康保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般管理費	563,948	198	564,146	特定財源 198	198	18 負担金補助 及び交付金	198	◎一般管理事務費 198
	特定財源の内訳 (他) 職員給与等繰入金				198			
計	586,907	198	587,105	特定財源 198	198			
				その他 198	198			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 医療給付費分	4,792,584	0	4,792,584	特定財源 △174,893	△174,893			◎医療給付費分 0
	特定財源の内訳 (他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)				△27,162			
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)				△8,981			
	(他) 未就学児均等割保険税繰入金				△1,460			
	(他) 産前産後保険税繰入金				317			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	(他) 財政安定化支援事業繰入金			△137,607			
計	4,792,584	0	4,792,584	特定財源	△174,893		
				その他	△174,893		
				一般財源	174,893		

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者支援金等分	1,611,683	0	1,611,683	特定財源	△12,118		◎後期高齢者支援金等分
				その他	△12,118		0
				一般財源	12,118		
	特定財源の内訳						
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)				△9,419		
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)				△2,278		
	(他) 未就学児均等割保険税繰入金				△506		
	(他) 産前産後保険税繰入金				85		

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,611,683	0	1,611,683	特定財源 △12,118 その他 △12,118 一般財源 12,118			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	578,282	0	578,282	特定財源 △2,371 その他 △2,371 一般財源 2,371			◎介護納付金分 0
	特定財源の内訳						
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)			△1,807			
	(他) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)			△578			
	(他) 産前産後保険税繰入金			14			
計	578,282	0	578,282	特定財源 △2,371 その他 △2,371 一般財源 2,371			

国民健康保険特別会計

(款) 4 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 特定健康診査等事業費	278,700	△16,452	262,248	一般財源 △16,452	12 委託料	△16,452	◎特定健康診査等事業費 △16,452 ○特定健康診査事業費★ △16,452
計	278,700	△16,452	262,248	一般財源 △16,452			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	502,728	304	503,032	特定財源 303 その他 303 一般財源 1	24 積立金	304	◎国民健康保険事業財政調整基金費 304
	特定財源の内訳						
	(他) 国民健康保険事業財政調整基金利子			303			
計	502,728	304	503,032	特定財源 303 その他 303 一般財源 1			

国民健康保険特別会計

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	7,749	484	8,233	一般財源 484	22 償還金利子 及び割引料	484	◎県支出金返還金 37 ◎国庫支出金返還金 447
計	54,189	484	54,673	一般財源 484			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,206	△173,415	26,791	一般財源 △173,415			
計	200,206	△173,415	26,791	一般財源 △173,415			

令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

令和6年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ135,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,330,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		3,225,634	136,307	3,361,941
	1 後期高齢者医療保険料	3,225,634	136,307	3,361,941
2 繰入金		932,273	△1,266	931,007
	1 他会計繰入金	932,273	△1,266	931,007
歳入	合計	4,195,063	135,041	4,330,104

後期高齢者医療特別会計

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 広域連合納付金		4,053,924	135,041	4,188,965
	1 広域連合納付金	4,053,924	135,041	4,188,965
歳出	合計	4,195,063	135,041	4,330,104

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,225,634	136,307	3,361,941
2 繰入金	932,273	△1,266	931,007
3 繰越金	8,845	0	8,845
4 諸収入	28,311	0	28,311
歳入合計	4,195,063	135,041	4,330,104

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	122,584	0	122,584				
2 広域連合納付金	4,053,924	135,041	4,188,965			135,041	
3 保健事業費	9,015	0	9,015				
4 諸支出金	9,540	0	9,540				
歳出合計	4,195,063	135,041	4,330,104			135,041	

後期高齢者医療特別会計

2 歳入

(款) 1 保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	3,225,634	136,307	3,361,941	1 現年度分特別徴収保険料	△ 26,604	現年度分特別徴収保険料 △ 26,604
				2 現年度分普通徴収保険料	162,911	現年度分普通徴収保険料 162,911
計	3,225,634	136,307	3,361,941			

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	932,273	△ 1,266	931,007	3 保険基盤安定繰入金	△ 1,266	保険基盤安定繰入金 △ 1,266
計	932,273	△ 1,266	931,007			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 広域連合納付金	4,053,924	135,041	4,188,965	特定財源	135,041	18 負担金補助 及び交付金	135,041	◎広域連合納付金 135,041
				その他	135,041			
				特定財源の内訳				
				(他) 現年度分特別徴収保険料	△26,604			
(他) 現年度分普通徴収保険料	162,911							
(他) 保険基盤安定繰入金	△1,266							
計	4,053,924	135,041	4,188,965	特定財源	135,041			
				その他	135,041			

令和6年度郡山市県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の県中都市計画富田第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ54,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1,487	△1,486	1
	1 使用料	1,486	△1,486	0
2 保留地処分金		78,389	△78,389	0
	1 保留地処分金	78,389	△78,389	0
3 清算金収入		202,366	△35,414	166,952
	1 清算金収入	202,366	△35,414	166,952
5 繰入金		0	61,189	61,189
	1 一般会計繰入金	0	61,189	61,189
歳 入	合 計	282,243	△54,100	228,143

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		79,877	△48,100	31,777
	1 土地区画整理事業費	79,877	△48,100	31,777
2 土地区画整理清算金		202,366	△6,000	196,366
	1 土地区画整理清算金	202,366	△6,000	196,366
歳 出	合 計	282,243	△54,100	228,143

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1,487	△1,486	1
2 保留地処分金	78,389	△78,389	0
3 清算金収入	202,366	△35,414	166,952
4 諸収入	1	0	1
5 繰入金	0	61,189	61,189
歳入合計	282,243	△54,100	228,143

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	79,877	△48,100	31,777			△48,100	
2 土地区画整理清算金	202,366	△6,000	196,366			△6,000	
歳出合計	282,243	△54,100	228,143			△54,100	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	1,486	△ 1,486	0	1 使用料	△ 1,486	施行者管理地使用料 △ 1,486
計	1,486	△ 1,486	0			

(款) 2 保留地処分金

(項) 1 保留地処分金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保留地処分金	78,389	△ 78,389	0	1 保留地処分金	△ 78,389	保留地処分金 △ 78,389
計	78,389	△ 78,389	0			

(款) 3 清算金収入

(項) 1 清算金収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 清算金収入	202,366	△ 35,414	166,952	1 土地区画整理清算金	△ 35,414	土地区画整理清算金徴収金 △ 35,414
計	202,366	△ 35,414	166,952			

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	0	61,189	61,189	1 一般会計繰入金	61,189	一般会計繰入金 61,189
計	0	61,189	61,189			

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 事業費	79,877	△48,100	31,777	特定財源	△48,100	22 償還金利息 及び割引料	△404	◎土地区画整理事業費 ○土地区画整理事業費	△48,100 △48,100
				その他	△48,100				
				特定財源の内訳					
				(他) 施行者管理地使用料	△1,486				
(他) 保留地処分金	△78,389								
(他) 一般会計繰入金	31,775								
計	79,877	△48,100	31,777	特定財源	△48,100				
				その他	△48,100				

(款) 2 土地区画整理清算金

(項) 1 土地区画整理清算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 土地区画整理清算金	202,366	△6,000	196,366	特定財源	△6,000	21 補償補填及び賠償金	△6,000	◎土地区画整理清算金	△6,000
				その他	△6,000				
				特定財源の内訳					
(他) 土地区画整理清算金徴収金	△35,414								
(他) 一般会計繰入金	29,414								

富田第二土地区画整理事業特別会計

(款) 2 土地区画整理清算金

(項) 1 土地区画整理清算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	202,366	△6,000	196,366	特定財源 その他	△6,000 △6,000		

令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ891,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		139,427	37,500	176,927
	1 国庫補助金	139,427	37,500	176,927
3 繰入金		414,266	△6,000	408,266
	1 一般会計繰入金	414,266	△6,000	408,266
5 市債		267,900	37,500	305,400
	1 市債	267,900	37,500	305,400
歳入	合計	822,835	69,000	891,835

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		736,603	69,000	805,603
	1 土地区画整理事業費	736,603	69,000	805,603
歳 出	合 計	822,835	69,000	891,835

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 356,964

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 267,900		%		千円 305,400		%	
合 計	267,900				305,400			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1,241	0	1,241
2 国庫支出金	139,427	37,500	176,927
3 繰入金	414,266	△6,000	408,266
4 諸収入	1	0	1
5 市債	267,900	37,500	305,400
歳入合計	822,835	69,000	891,835

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	736,603	69,000	805,603	37,500	37,500	△6,000	
2 公債費	86,232	0	86,232				
歳出合計	822,835	69,000	891,835	37,500	37,500	△6,000	

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	139,427	37,500	176,927	1 土地区画整理事業費国庫補助金	37,500	社会資本整備総合交付金 37,500
計	139,427	37,500	176,927			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	414,266	△ 6,000	408,266	1 一般会計繰入金	△ 6,000	一般会計繰入金 △ 6,000
計	414,266	△ 6,000	408,266			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	267,900	37,500	305,400	1 土地区画整理事業債	37,500	都市計画事業債 37,500
計	267,900	37,500	305,400			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 事業費	736,603	69,000	805,603	特定財源	69,000	12 委託料	△6,000	◎土地区画整理事業費 69,000
				国・県	37,500	14 工事請負費	75,000	○土地区画整理事業費★ 69,000
		市債	37,500					
				その他	△6,000			
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	37,500			
				(市債) 都市計画事業債	37,500			
				(他) 一般会計繰入金	△6,000			
計	736,603	69,000	805,603	特定財源	69,000			
				国・県	37,500			
				市債	37,500			
				その他	△6,000			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	1,359,625	1,584,672	補正前の額	267,900	74,912	補正前の額	1,777,660
			補正額	37,500		補正額	37,500
			補正後の額	305,400		補正後の額	1,815,160
合 計	1,359,625	1,584,672	補正前の額	267,900	74,912	補正前の額	1,777,660
			補正額	37,500		補正額	37,500
			補正後の額	305,400		補正後の額	1,815,160

令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 247,869

令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 繰越明許費補正
(変更)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業	千円 200,000	土地区画整理事業	千円 483,931

令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,211,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,381,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		821,328	54	821,382
	1 一般会計繰入金	821,328	54	821,382
5 市債		2,525,100	△1,211,300	1,313,800
	1 市債	2,525,100	△1,211,300	1,313,800
歳 入	合 計	3,592,556	△1,211,246	2,381,310

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		3,469,845	△1,211,246	2,258,599
	2 工業団地造成事業費	3,458,040	△1,211,246	2,246,794
歳 出	合 計	3,592,556	△1,211,246	2,381,310

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 工業団地開発事業費	2 工業団地造成事業費	西部第一工業団地造成事業 (第2期工区)	千円 8,631,656	4	千円 1,351,510	千円 7,420,410	4	千円 1,351,510
				5	3,936,623		5	3,936,623
				6	3,176,638		6	1,965,392
				7	166,885		7	166,885

第 3 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 2,525,100		%		千円 1,313,800		%	
合 計	2,525,100				1,313,800			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	146,000	0	146,000
2 県支出金	100,000	0	100,000
3 財産収入	128	0	128
4 繰入金	821,328	54	821,382
5 市債	2,525,100	△1,211,300	1,313,800
歳入合計	3,592,556	△1,211,246	2,381,310

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	3,469,845	△1,211,246	2,258,599		△1,211,300	54	
2 公債費	122,711	0	122,711				
歳出合計	3,592,556	△1,211,246	2,381,310		△1,211,300	54	

工業団地開発事業特別会計

2 歳入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	821,328	54	821,382	1 一般会計繰入金	54	一般会計繰入金 54
計	821,328	54	821,382			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	2,525,100	△ 1,211,300	1,313,800	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 1,211,300	西部第一工業団地造成事業債 △ 1,211,300
計	2,525,100	△ 1,211,300	1,313,800			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西部第一工業団地造成事業費	3,458,040	△1,211,246	2,246,794	特定財源 △1,211,246	14 工事請負費	△1,211,246	◎西部第一工業団地造成事業費 △1,211,246 ○西部第一工業団地造成事業費★ △1,211,246
				市債 △1,211,300 その他 54			
	特定財源の内訳						
	(市債) 西部第一工業団地造成事業債			△1,211,300			
	(他) 一般会計繰入金			54			
計	3,458,040	△1,211,246	2,246,794	特定財源 △1,211,246 市債 △1,211,300 その他 54			

工業団地開発事業特別会計

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源								
						国県支出金	市 債	そ の 他						
1 工業団 地開発 事業費	2 工業団 地造成 事業費	西部第一工業 団地造成事業 (第2期工区)	4	1,351,510		1,019,200	332,310		672,065	672,065		672,065		9.1
			5	3,936,623		3,104,800	831,823			2,196,459		2,196,459		29.6
			6	補正前 の額	3,176,638	100,000	2,448,100	628,538			5,596,247	5,596,247		
				補正額	△ 1,211,246		△ 1,211,300	54			△ 1,211,246	△ 1,211,246		
				補正後 の額	1,965,392	100,000	1,236,800	628,592			4,385,001	4,385,001		59.1
			7	166,885		11,000	155,885						166,885	2.2
			計	補正前 の額	8,631,656	100,000	6,583,100	1,948,556	672,065	2,868,524	5,596,247	8,464,771	166,885	
				補正額	△ 1,211,246		△ 1,211,300	54			△ 1,211,246	△ 1,211,246		
				補正後 の額	7,420,410	100,000	5,371,800	1,948,610	672,065	2,868,524	4,385,001	7,253,525	166,885	100.0

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
西部第一工業団地 造成事業債	874,900	4,537,900	補正前の額	2,525,100	95,229	補正前の額	6,967,771
			補正額	△ 1,211,300		補正額	△ 1,211,300
			補正後の額	1,313,800		補正後の額	5,756,471
合 計	874,900	4,537,900	補正前の額	2,525,100	95,229	補正前の額	6,967,771
			補正額	△ 1,211,300		補正額	△ 1,211,300
			補正後の額	1,313,800		補正後の額	5,756,471

工業団地開発事業特別会計

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度郡山市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「5,777,642千円」を「5,377,642千円」に改める。

第3条 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,455,121千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額520,440千円、当年度分損益勘定留保資金684,471千円、減債積立金615,134千円及び建設改良積立金3,635,076千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	資本的支出	6,464,548千円	△400,000千円	6,064,548千円
第1項	建設改良費	5,849,414千円	△400,000千円	5,449,414千円

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費 河内配水場流量調整弁更新等工事	千円 1,200,000	6	千円 300,000	千円 900,000	6	千円 300,000
				7	300,000		7	300,000
				8	300,000		8	300,000
				9	300,000		—	—

第5条 予算第5条の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第5条の2 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	熱海配水場配水池更新 工事	千円 600,000	5	千円 50,000	千円 740,000	5	千円 50,000
				6	250,000		6	250,000
				7	300,000		7	300,000
							8	140,000

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額22,562千円、一般会計への退職手当負担金支出見込額16,418千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額8,287千円を合わせた額47,267千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 資本的支出			△ 400,000	
	1 建設改良費		△ 400,000	
		1 施設拡張改良費	△ 400,000	工事請負費等を補正

令和6年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	457,897
減価償却費	3,000,711
固定資産除却費	40,256
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 337
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,374
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 6,064
長期前受金戻入額	△ 418,371
受取利息及び受取配当金	1,251
支払利息	76,528
未収金の増減額 (△は増加)	90,349
未払金の増減額 (△は減少)	△ 441,560
前払金の増減額 (△は増加)	739,950
小計	3,539,236
利息及び配当金の受取額	△ 1,251
利息の支払額	△ 76,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,461,457

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,717,031
	有形固定資産の売却による収入	2,091
	短期貸付金の回収による収入	168,000
	工事負担金による収入	465,028
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,081,912
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 615,134
	他会計からの出資による収入	142,099
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 473,035
	資金増加額(又は減少額)	△ 3,093,490
	資金期首残高	10,492,728
	資金期末残高	7,399,238

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降	の 総 額 に		
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	支 払	対 する		
									義 務	義 務	発 生	義 務	義 務	進 捗 率		
					発 生 額	(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)						
1 資本的支 出	1 建設改良 費	熱海配水場配 水池更新工事	5	50,000				50,000						0.0	逓次繰越 50,000	
			6	250,000				250,000			300,000	300,000		40.5		
		7	300,000				300,000					300,000	40.5			
		8	変更前													
			変更額	140,000				140,000					140,000			
			変更後	140,000				140,000					140,000	19.0		
		計	変更前	600,000				600,000			300,000	300,000	300,000			
			変更額	140,000				140,000					140,000			
			変更後	740,000				740,000			300,000	300,000	440,000	100.0		

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以 降 の		総 額 に
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額		対 する 進 捗 率 (%)
1 資本的支出	1 建設改良費	河内配水場流量調整弁更新等工事	6	300,000				300,000			300,000	300,000		33.3	
			7	300,000				300,000					300,000	33.3	
			8	300,000				300,000					300,000	33.4	
		9	変更前	300,000				300,000					300,000		
			変更額	△ 300,000				△ 300,000					△ 300,000		
			変更後	-				-					-	-	
		計	変更前	1,200,000				1,200,000			300,000	300,000	900,000		
			変更額	△ 300,000				△ 300,000					△ 300,000		
			変更後	900,000				900,000			300,000	300,000	600,000	100.0	

水道事業会計

令和6年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地 物					1,273,339	
	口 建 物				6,052,854		
		減 価 却 累 計			△ 4,017,507		
	ハ 構 築 物				121,311,013		
		減 価 却 累 計			△ 64,029,827		
	ニ 機 械 及 び 装 置				15,278,954		
		減 価 却 累 計			△ 12,350,430		
	ホ 車 両 運 搬 具				80,132		
		減 価 却 累 計			△ 65,226		
	ヘ 船 舶				310		
		減 価 却 累 計			△ 295		
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品				294,075		
		減 価 却 累 計			△ 215,998		
	チ 建 設 仮 勘 定					2,660,844	
	有 形 固 定 資 産 合 計						66,272,238
(2)	無 形 固 定 資 産						
	イ ソ フ ト ウ ェ ア					1,600	
	口 ダ ム 使 用 権					6,867,842	
	ハ 電 話 加 入 権					4,855	
	無 形 固 定 資 産 合 計						6,874,297
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産						
	イ 出 資					2,467	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計						2,467
	固 定 資 産 合 計						73,149,002

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		7,399,238	
(2)	未		収	金	547,726		
	貸	倒	引	金	<u>△ 13,460</u>	534,266	
(3)	貯		蔵	品		46,102	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			7,979,607
	資	産	産	計			<u>81,128,609</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	4,208,814		
	企	設	等	業		4,208,814	
	業	改	企	債			
(2)	引	職	給	引	716,402		
	引	当	付	当		716,402	
	固	定	金	合			4,925,216
	定	負	債	計			
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	398,249		
	企	設	等	業		398,249	
	業	改	企	債			
(2)	未		債	計		1,285,209	
(3)	引		払	金			
	イ	賞	当	金	59,181		
	引	与	引	計		59,181	
	引	当	金	合		7,429	
(4)	預	動	負	債			1,750,068
	流	負	債	計			
5	繰	延	収	益			
(1)	長	期	前	受		18,750,205	
	収	化	累	計		<u>△ 9,812,002</u>	
	繰	収	益	合			8,938,203
	負	債	合	計			<u>15,613,487</u>

水道事業会計

(参考資料)

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		6,464,548	△ 400,000	6,064,548		
1 建設改良費		5,849,414	△ 400,000	5,449,414		
	1 施設拡張改良費	5,777,642	△ 400,000	5,377,642	委託料	△ 50,000
					工事請負費	△ 350,000
資本的支出合計		6,464,548	△ 400,000	6,064,548		

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,461,000千円」を「5,309,090千円」に、流域下水道建設費「145,886千円」を「148,525千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「161,749千円」を「187,749千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収			
第1款	下水道事業資本的収入	7,451,746千円	△123,271千円	7,328,475千円
第1項	企業債	3,597,500千円	△109,100千円	3,488,400千円
第2項	他会計出資金	1,628,983千円	41,784千円	1,670,767千円
第4項	補助金	2,145,744千円	△55,955千円	2,089,789千円
	支			
第1款	下水道事業資本的支出	11,109,954千円	△123,271千円	10,986,683千円
第1項	建設改良費	6,063,962千円	△123,271千円	5,940,691千円

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業 (富田東地区・御前南 地区)	千円 2,997,500	6	千円 95,700	千円 3,140,700	6	千円 95,700	
				7	1,355,900		7	1,355,900	
				8	1,420,900		8	1,484,800	
				9	125,000		9	142,300	
							10	62,000	
			五輪下外排水樋門遠隔 操作化改修工事	240,000	6	12,000	240,000	6	12,000
				7	228,000	7		220,000	
						8		8,000	

第5条 予算第5条の2の次に次の1条を加える。

(継続費の変更)

第5条の3 継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	千円 2,102,200	3	千円 0	千円 1,859,680	3	千円 0
				4	348,700		4	348,700
				5	917,100		5	917,100
				6	631,000		6	388,480
				7	205,400		7	205,400

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 3,193,400	千円 3,084,300			
合計	3,871,500	3,762,400			

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,582,956	6,040,218	144,623,174
セグメント負債	99,778,645	4,377,114	104,155,759

下水道事業会計

令和 6 年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 123,271	
	1 企業債		△ 109,100	
		1 建設企業債	△ 109,100	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		41,784	
		1 他会計出資金	41,784	一般会計出資金を補正
	4 補助金		△ 55,955	
1 国庫補助金		△ 55,955	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 123,271	
	1 建設改良費		△ 123,271	
		1 公共下水道建設費	△ 151,910	公共下水道整備費用を補正
		2 流域下水道建設費	2,639	流域下水道建設負担金を補正
3 特定環境保全公共下水道建設費		26,000	特定環境保全公共下水道整備費用を補正	

下水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 509,192
減価償却費	4,753,001
固定資産除却費	111,111
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,412
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 21,981
長期前受金戻入額	△ 1,406,135
支払利息	775,498
未収金の増減額 (△は増加)	△ 224,005
未払金の増減額 (△は減少)	△ 2,175,581
前払金の増減額 (△は増加)	831,201
小計	2,132,505
利息の支払額	△ 775,498
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,357,007

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 7,645,943
無形固定資産の取得による支出	△ 135,023
国庫補助金による収入	2,769,386
受益者負担金分担金による収入	69,768
工事負担金による収入	9,751
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 189,740
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,121,801
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	4,202,900
その他の企業債による収入	274,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,000,354
その他の企業債の償還による支出	△ 45,638
他会計からの出資による収入	1,670,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,101,675
資金増加額（又は減少額）	△ 2,663,119
資金期首残高	3,031,014
資金期末残高	367,895

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降 の		継 続 費 の	
					企業債	一般会計 出資	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	支 払		対 する	進 捗 率
							義 務 発 生 額	義 務 発 生 額 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	(%)				
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	3	0									0.0			
			4	348,700	156,900		174,350	17,450						0.0	通次繰越 348,700	
			5	917,100	412,600		458,550	45,950		348,700		348,700		18.8	通次繰越 917,100	
			6	変更前	631,000	283,900		315,500	31,600			1,548,100	1,548,100			
				変更額	△ 242,520	△ 109,100		△ 121,260	△ 12,160			△ 242,520	△ 242,520			
				変更後	388,480	174,800		194,240	19,440			1,305,580	1,305,580		70.2	
			7	205,400	92,400		102,700	10,300					205,400	11.0		
			計	変更前	2,102,200	945,800		1,051,100	105,300		348,700	1,548,100	1,896,800	205,400		
				変更額	△ 242,520	△ 109,100		△ 121,260	△ 12,160			△ 242,520	△ 242,520			
				変更後	1,859,680	836,700		929,840	93,140		348,700	1,305,580	1,654,280	205,400	100.0	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以 降 の	総 額 に	
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	義 務 発 生 額	義 務 発 生 額 (見込)額	義 務 発 生 額 予 定 額	義 務 発 生 額 予 定 額	義 務 発 生 額 予 定 額	進 捗 率 (%)	
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業（富田東地区・御前南地区）	6	95,700	43,000		47,850	4,850			95,700	95,700		3.0	
			7	1,355,900	703,900		584,150	67,850					1,355,900	43.2	
		8	変更前	1,420,900	808,300		541,500	71,100					1,420,900		
			変更額	63,900	3,400		57,250	3,250					63,900		
			変更後	1,484,800	811,700		598,750	74,350					1,484,800	47.3	
		9	変更前	125,000	118,700			6,300					125,000		
			変更額	17,300	16,400			900					17,300		
			変更後	142,300	135,100			7,200					142,300	4.5	
		10	変更前												
			変更額	62,000	58,900			3,100					62,000		
			変更後	62,000	58,900			3,100					62,000	2.0	

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備 考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以 降 の	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	対 する 進 捗 率 (%)		
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業(富田東地区・御前南地区)	変更前	2,997,500	1,673,900		1,173,500	150,100			95,700	95,700	2,901,800			
			変更額	143,200	78,700		57,250	7,250						143,200		
			変更後	3,140,700	1,752,600		1,230,750	157,350			95,700	95,700	3,045,000	100.0		

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				未 ま だ の	未 ま だ の	支 払	未 ま だ の	以 降 の	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	対 する 進 捗 率 (%)		
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	6	12,000	5,400		6,000	600			12,000	12,000		5.0		
			7	変更前	228,000	102,600		114,000	11,400					228,000		
			7	変更額	△ 8,000	△ 3,600		△ 4,000	△ 400					△ 8,000		
			7	変更後	220,000	99,000		110,000	11,000					220,000	91.7	
			8	変更前												
			8	変更額	8,000	3,600		4,000	400					8,000		
		8	変更後	8,000	3,600		4,000	400					8,000	3.3		
		計	変更前	240,000	108,000		120,000	12,000			12,000	12,000	228,000			
		計	変更額													
		計	変更後	240,000	108,000		120,000	12,000			12,000	12,000	228,000	100.0		

下水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,943	
	ロ 建 築 物 額	2,208,263		
	減価償却累計額	<u>△ 1,001,200</u>	1,207,063	
	ハ 構 築 物 額	182,787,628		
	減価償却累計額	<u>△ 55,934,554</u>	126,853,074	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,707,349		
	減価償却累計額	<u>△ 9,492,307</u>	5,215,042	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	18,050		
	減価償却累計額	<u>△ 9,695</u>	8,355	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	53,544		
	減価償却累計額	<u>△ 20,097</u>	33,447	
	ト 建 設 仮 勘 定		796,297	
	有形固定資産合計		<u>796,297</u>	137,829,221
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,114,347	
	無形固定資産合計		<u>5,114,347</u>	5,114,347
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投資その他の資産合計		<u>8,384</u>	8,384
	固定資産合計			<u>142,951,952</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		367,895	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,323,415	
	貯 流 資 産 合 計		<u>△ 22,806</u>	1,300,609
(3)	貯 流 資 産 合 計		<u>2,718</u>	2,718
	流動資産合計			<u>1,671,222</u>
				<u>144,623,174</u>

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ建設改良費等企業債		51,189,054			
	ロその他の企業債		528,069			
	企業債合計			<u>51,717,123</u>		
	固定負債合計					51,717,123
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ建設改良費等企業債		4,720,416			
	ロその他の企業債		45,731			
	企業債合計			<u>4,766,147</u>		
(2)	未引当			1,289,751		
(3)	引当					
	イ賞与引当金		51,408			
	引当金合計			<u>51,408</u>		
(4)	預流			5,175		
	流動負債合計					6,112,481
5	繰上					
(1)	長期繰上			67,290,320		
	繰上			<u>△ 20,964,165</u>		
	繰上合計					46,326,155
	繰上合計					<u>104,155,759</u>

(参考資料)

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,451,746	△ 123,271	7,328,475		
1 企業債		3,597,500	△ 109,100	3,488,400		
	1 建設企業債	3,193,400	△ 109,100	3,084,300	建設企業債	△ 109,100
2 他会計出資金		1,628,983	41,784	1,670,767		
	1 他会計出資金	1,628,983	41,784	1,670,767	他会計出資金	41,784
4 補助金		2,145,744	△ 55,955	2,089,789		
	1 国庫補助金	2,145,744	△ 55,955	2,089,789	国庫補助金	△ 55,955
資本的収入合計		7,451,746	△ 123,271	7,328,475		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		11,109,954	△ 123,271	10,986,683		
1 建設改良費		6,063,962	△ 123,271	5,940,691		
	1 公共下水道建設費	5,461,000	△ 151,910	5,309,090	委託料	90,610
					工事請負費	△ 242,520
	2 流域下水道建設費	145,886	2,639	148,525	負担金	2,639
	3 特定環境保全公共下水道建設費	161,749	26,000	187,749	委託料	26,000
資本的支出合計		11,109,954	△ 123,271	10,986,683		

下水道事業会計

(予 算 資 料)

1 令和6年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		153,593,676	2,860,873	156,454,549
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,732,621	△ 188,881	28,543,740
	後期高齢者医療特別会計	4,195,063	135,041	4,330,104
	介護保険特別会計	28,645,341	0	28,645,341
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	0	9,183
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	328	0	328
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	282,243	△ 54,100	228,143
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	822,835	69,000	891,835
	徳定土地地区画整理事業特別会計	454,067	0	454,067
	大町土地地区画整理事業特別会計	858,715	0	858,715
	駐車場事業特別会計	164,890	0	164,890
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	0	22,795
	総合地方卸売市場特別会計	1,017,011	0	1,017,011
	工業団地開発事業特別会計	3,592,556	△ 1,211,246	2,381,310
	熱海温泉事業特別会計	543,503	0	543,503
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	18,021	0	18,021
	多田野財産区特別会計	7,654	0	7,654
河内財産区特別会計	21,297	0	21,297	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,102	0	1,102
	舟津財産区特別会計	26,932	0	26,932
	館財産区特別会計	25,836	0	25,836
	浜路財産区特別会計	844	0	844
	横沢財産区特別会計	15,129	0	15,129
	中野財産区特別会計	3,293	0	3,293
	後田財産区特別会計	2,544	0	2,544
	水道事業会計	14,486,327	△ 400,000	14,086,327
	簡易水道事業会計	338,854	0	338,854
	下水道事業会計	20,539,969	△ 123,271	20,416,698
	農業集落排水事業会計	1,148,944	0	1,148,944
	計	105,977,897	△ 1,773,457	104,204,440
	合 計	259,571,573	1,087,416	260,658,989

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

節名	款名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1	報酬										△81					△81	2,549,711	2,549,630
2	給料															0	8,090,583	8,090,583
3	職員手当等		40,881													40,881	6,542,619	6,583,500
4	共済費															0	3,275,825	3,275,825
5	災害補償費															0	2,093	2,093
6	恩給及び退職年金															0	945	945
7	報償費		△2,721		△6,700											△9,421	687,695	678,274
8	旅費		△2,326				△73				△1,329					△3,728	232,475	228,747
9	交際費		△1,000													△1,000	3,838	2,838
10	需用費		△9,981		△27,000		△13	△15,935		38,247						△14,682	6,534,622	6,519,940
11	役務費		△15,858	393			△5									△15,470	953,192	937,722
12	委託料		△28,862	△14,679	△48,460		28,751	△2,542	33,450		△37,740					△70,082	20,174,538	20,104,456
13	使用料及び賃借料										△16,188					△16,188	2,400,601	2,384,413
14	工事請負費							△16,050	1,012,606							996,556	10,527,354	11,523,910
15	原材料費															0	90,460	90,460
16	公有財産購入費															0	181,379	181,379
17	備品購入費									△2,345	61,478					59,133	393,920	453,053
18	負担金補助及び交付金			404,889			△23,096	△109,588		492	△11,433					261,264	30,702,555	30,963,819
19	扶助費			473,121												473,121	28,668,222	29,141,343
20	貸付金															0	3,404,288	3,404,288
21	補償補填及び賠償金								△18,000							△18,000	398,682	380,682
22	償還金利子及び割引料			88,480	108,089		12						△25,382			171,199	9,017,690	9,188,889
23	投資及び出資金								41,784							41,784	1,934,044	1,975,828
24	積立金		1,080,100	13,238	2,821					△9	840					1,096,990	5,896,107	6,993,097
25	寄附金															0	0	0
26	公課費															0	9,594	9,594
27	繰出金			△190,450				54	55,189							△135,207	10,609,991	10,474,784
	予備費														3,804	3,804	310,653	314,457
	歳出合計		1,060,233	774,992	28,750		5,576	△144,061	1,125,029	36,385	△4,453		△25,382		3,804	2,860,873	153,593,676	156,454,549

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性 質 名	款 名														計	補正前の額	合 計
	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費			
1 人件費		40,881								△81					40,800	20,524,123	20,564,923
うち職員給															0	8,090,583	8,090,583
2 扶助費			924,734												924,734	37,051,504	37,976,238
3 公債費												△25,382			△25,382	7,807,673	7,782,291
4 物件費		△57,934	△14,286	△75,460		△1,440	20,032	38,247	△35,262						△126,103	25,725,494	25,599,391
5 維持補修費															0	2,411,335	2,411,335
6 補助費等		△2,814	46,926	101,389		△30,234	△9,588	492	△11,433						94,738	18,204,122	18,298,860
うち補助交付金			△41,554			△30,246	△9,588		△11,781						△93,169	5,539,285	5,446,116
7 積立金		1,080,100	13,238	2,821				△9	840						1,096,990	5,896,107	6,993,097
8 投資及び出資金								41,784							41,784	1,934,044	1,975,828
9 貸付金															0	3,404,288	3,404,288
10 繰出金			△190,450				54	55,189							△135,207	10,609,991	10,474,784
11 普通建設事業費			△5,170			37,250	△134,527	1,008,024	△2,345	41,483					944,715	19,497,777	20,442,492
(1)補助事業費			△5,170					1,034,634		△18,910					1,010,554	9,731,273	10,741,827
(2)単独事業費						37,250	△134,527	△26,610	△2,345	60,393					△65,839	9,766,504	9,700,665
12 災害復旧事業費															0	216,565	216,565
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														3,804	3,804	310,653	314,457
歳出合計		1,060,233	774,992	28,750		5,576	△144,061	1,125,029	36,385	△4,453		△25,382		3,804	2,860,873	153,593,676	156,454,549

4 令和6年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	21,770	△5,170	16,600
			4 児童福祉費	4 保育費	保育補助者雇上強化事業費補助金	143,071
		保育体制強化事業費補助金	44,982		△13,756	31,226
		保育士宿舍借上げ事業費補助金	34,869		△12,247	22,622
		認可保育所等障害児保育補助金	101,654		8,788	110,442
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	農業振興資金利子補給金	5,274	△3,450	1,824
			機構集積協力金	26,016	△26,016	0
		4 農地費	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	7,572	△780	6,792
7 商工費	1 商工費	3 産業創出費	企業立地補助金	169,305	△3,092	166,213
			操業補助金	520,928	△104,896	416,032
			雇用促進補助金	2,700	△1,600	1,100
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	全国音楽祭参加支援事業費補助金	17,498	△11,781	5,717
		2 学校管理費	市中学校給食会運営補助金	8,087	348	8,435

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
(郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年郡山市条例第81号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

(郡山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年郡山市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、郡山市情報公開条例(平成13年郡山市条例第44号。第20条において「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているも</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、郡山市情報公開条例(平成13年郡山市条例第44号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p>

のに限る。

5～9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、

5～9 (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
(略)		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなけ

公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2)～(9) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該

ればならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2)～(9) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該

当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中郡山市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各

号列記以外の部分及び第2項第1号、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>次の各号に掲げる職員に関する第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であって市長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。</u></p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(市長が規則で定める職員にあつては、規則で定める号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な勤務成績で勤務した職員であって市長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p>

2
6～11 (略)

(扶養手当)

第12条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行8級職員等にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第13条 削除

6～11 (略)

(扶養手当)

第12条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合

(住居手当)

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第13条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第14条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第14条の5 (略)

2 (略)

3 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて新たに職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該移転の直前の住居から新たに職員となった日の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する市長が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第6条(第9項を除く。)、第10条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第27条 給料の特別調整額、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、

(管理職員特別勤務手当)

第22条の2 第9条第1項に規定する市長が指定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員の適用除外)

第26条の2 (略)

2 第6条(第9項を除く。)、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第27条 給料の特別調整額、扶養手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要

市長が定める。

な事項は、市長が定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	186,700	234,000	269,700	304,300	328,200	363,300	418,100	469,400
務職員以外	2	187,800	235,500	270,700	305,800	330,000	365,000	420,100	474,900
の職員	3	189,000	237,000	271,700	307,500	331,900	366,700	422,000	480,000
	4	190,100	238,400	272,800	309,000	333,600	368,500	423,900	485,000
	5	191,300	239,900	273,900	310,400	335,300	370,300	425,700	489,000
	6	193,100	241,400	274,900	311,700	337,000	372,100	427,500	492,500
	7	194,700	242,900	275,900	313,000	338,700	373,800	429,400	495,500
	8	196,300	244,400	276,900	314,200	340,500	375,500	431,200	498,000
	9	198,000	245,800	277,900	315,500	342,300	376,800	433,100	500,000
	10	200,100	247,200	279,100	317,200	344,100	378,500	434,600	
	11	201,700	248,600	280,100	318,900	345,900	380,000	436,000	
	12	203,300	250,000	281,400	320,600	347,600	381,600	437,500	
	13	204,800	251,200	282,400	322,100	349,300	383,500	439,100	
	14	206,400	252,400	283,800	323,700	350,900	385,500	440,400	
	15	207,900	253,600	285,000	325,400	352,600	387,400	441,700	
	16	209,500	254,800	286,200	327,000	354,100	389,300	442,900	
	17	210,900	255,800	287,400	328,600	355,700	391,000	444,000	
	18	212,600	256,900	288,800	330,300	357,500	392,800	445,300	
	19	214,000	258,000	290,200	332,000	359,200	394,500	446,700	
	20	215,800	259,100	291,500	333,800	360,900	396,300	448,000	

21	217,500	260,200	292,500	335,400	362,100	397,800	449,200
22	219,100	261,200	293,600	337,200	363,600	399,200	450,000
23	220,900	262,300	295,100	338,900	365,100	400,600	450,800
24	222,800	263,200	296,500	340,500	366,600	402,000	451,600
25	224,600	264,400	298,000	342,100	368,400	403,600	452,200
26	226,200	265,600	299,000	344,000	370,200	404,800	452,800
27	227,800	266,700	300,100	345,900	371,900	406,100	453,400
28	229,100	267,700	301,400	347,500	373,800	407,200	454,100
29	230,300	268,500	302,900	348,700	375,300	408,100	454,800
30	230,800	269,400	304,200	350,400	376,600	409,300	455,600
31	232,000	270,400	305,300	352,100	377,800	410,400	456,100
32	233,200	271,300	306,400	353,800	379,200	411,500	456,800
33	234,400	272,200	307,700	355,700	380,300	412,300	457,300
34	235,600	273,200	309,100	357,500	381,300	413,000	457,700
35	236,800	274,100	310,400	359,400	382,300	413,700	458,100
36	237,600	274,900	311,700	361,100	383,400	414,300	458,500
37	238,500	275,500	313,200	362,700	384,400	414,900	459,000
38	239,500	276,100	314,600	364,200	385,200	415,500	459,400
39	240,500	276,800	316,100	365,600	386,100	416,100	459,700
40	241,400	277,500	317,500	367,000	386,900	416,700	460,000
41	242,600	278,300	318,800	368,400	387,800	417,100	460,300
42	243,700	279,200	320,300	369,300	388,600	417,300	460,700
43	244,600	280,100	321,700	370,200	389,300	417,600	461,000
44	245,400	280,800	322,800	371,200	390,100	417,900	461,200
45	246,100	281,400	324,000	372,200	390,800	418,100	461,500
46	246,700	282,200	325,300	373,300	391,500	418,500	
47	247,300	283,100	326,700	374,400	392,200	418,800	
48	248,100	283,800	328,100	375,300	392,900	419,000	

49	249,000	284,500	329,100	376,200	393,500	419,200
50	249,500	285,400	330,300	376,900	394,000	419,400
51	250,000	286,100	331,500	377,600	394,600	419,700
52	250,500	286,900	332,800	378,200	395,300	420,000
53	251,000	287,700	334,200	378,500	395,800	420,200
54	251,500	288,400	335,300	379,100	396,300	420,500
55	252,000	289,200	336,400	379,800	396,900	420,700
56	252,400	289,800	337,600	380,500	397,400	421,000
57	252,900	290,700	338,500	381,000	397,800	421,300
58	253,400	291,400	339,300	381,700	398,500	421,600
59	253,700	292,300	340,000	382,400	399,100	421,900
60	254,000	292,700	340,800	382,900	399,600	422,100
61	254,300	293,300	341,500	383,400	399,900	422,300
62	254,600	294,000	341,900	383,900	400,400	422,500
63	254,900	294,600	342,700	384,400	401,100	422,800
64	255,200	295,500	343,400	385,000	401,600	423,000
65	255,500	296,200	344,000	385,500	401,900	423,200
66	255,800	296,700	344,700	386,100	402,400	423,700
67	256,100	297,300	345,400	386,800	402,700	424,200
68	256,400	297,700	346,000	387,400	403,100	424,700
69	256,700	298,100	346,600	387,900	403,400	425,100
70	257,000	298,600	347,200	388,400	403,700	425,400
71	257,300	299,200	347,800	389,000	404,000	426,000
72	257,600	299,900	348,300	389,500	404,200	426,700
73	257,900	300,500	348,600	390,000	404,400	427,200
74	258,200	301,000	349,100	390,600	404,800	427,500
75	258,500	301,400	349,600	391,000	405,100	428,100
76	258,800	301,700	350,000	391,400	405,300	428,800

77	259,100	301,900	350,400	391,800	405,500	429,200
78	259,400	302,300	350,900	392,300	406,100	
79	259,700	302,700	351,400	392,700	406,800	
80	260,000	302,900	351,900	393,000	407,500	
81	260,300	303,100	352,300	393,500	407,900	
82	260,600	303,400	352,700	394,100	408,400	
83	260,900	303,600	353,100	394,600	408,800	
84	261,200	303,800	353,500	395,000	409,400	
85	261,500	304,100	353,800	395,200	409,900	
86	261,800	304,400	354,300	395,500	410,500	
87	262,100	304,700	354,700	395,900	411,200	
88	262,400	305,000	355,100	396,300	411,900	
89	262,700	305,200	355,300	396,600	412,400	
90	263,000	305,500	355,700	397,100	413,000	
91	263,300	305,800	356,000	397,500	413,700	
92	263,600	306,100	356,400	397,900	414,400	
93	263,900	306,300	356,700	398,200	414,900	
94		306,600	357,000			
95		307,000	357,300			
96		307,400	357,700			
97		307,600	358,100			
98		307,900	358,500			
99		308,200	358,900			
100		308,600	359,200			
101		308,800	359,700			
102		309,100	360,100			
103		309,500	360,500			
104		309,800	360,900			

105			310,000	361,300				
106			310,300	361,600				
107			310,700	362,000				
108			311,000	362,300				
109			311,200	362,800				
110			311,600					
111			312,000					
112			312,300					
113			312,500					
114			312,900					
115			313,100					
116			313,500					
117			313,700					
118			313,900					
119			314,200					
120			314,400					
121			314,700					
122			315,000					
123			315,300					
124			315,600					
125			315,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	196,100	224,400	265,900	286,100	301,700	327,800	371,100	405,600

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	294,100	405,100	460,800	556,700
務職員以外	2	296,400	407,800	462,800	563,100
の職員	3	298,700	410,700	464,800	568,400
	4	300,900	413,100	466,700	573,300
	5	303,300	415,600	468,600	577,800
	6	306,800	417,900	470,400	582,300
	7	310,400	420,000	472,300	585,900
	8	313,700	422,200	474,200	588,900
	9	316,900	424,500	476,300	591,400
	10	320,900	425,900	478,100	593,700
	11	324,500	427,500	479,900	
	12	328,000	429,200	481,700	
	13	331,600	430,800	483,500	
	14	335,100	432,200	485,300	
	15	338,600	433,700	487,100	
	16	342,000	435,100	489,000	
	17	345,500	436,500	490,700	
	18	348,700	438,000	492,600	
	19	351,900	439,600	494,500	
	20	355,000	441,000	496,400	
	21	358,200	442,500	498,100	
	22	361,400	444,100	499,800	
	23	364,600	445,800	501,600	
	24	367,700	447,200	503,400	

25	370,700	448,700	504,900
26	373,100	450,100	506,700
27	375,500	451,500	508,500
28	377,600	452,900	510,100
29	379,600	454,300	511,500
30	381,500	455,700	513,200
31	383,300	457,100	515,000
32	384,900	458,500	516,800
33	386,400	460,000	518,300
34	388,500	461,400	519,600
35	390,300	462,800	520,900
36	391,700	464,300	522,200
37	393,400	465,500	523,300
38	394,900	467,300	524,600
39	396,500	468,900	525,900
40	398,200	470,500	527,200
41	399,700	471,900	528,200
42	400,400	473,100	529,100
43	401,000	474,300	530,000
44	401,800	475,400	530,900
45	402,700	476,100	531,400
46	403,300	477,100	532,300
47	403,900	478,100	533,100
48	404,500	478,900	533,900
49	405,100	479,600	534,700
50	405,600	480,300	535,500
51	406,100	481,000	536,400
52	406,700	481,600	537,300

53	407, 200	482, 200	538, 100
54	407, 600	482, 900	539, 000
55	408, 200	483, 500	539, 900
56	408, 600	484, 200	540, 700
57	409, 100	484, 500	541, 400
58	409, 500	485, 000	542, 300
59	410, 000	485, 700	543, 200
60	410, 500	486, 400	544, 000
61	410, 800	486, 800	544, 900
62	411, 200	487, 300	545, 800
63	411, 600	488, 000	546, 700
64	412, 000	488, 700	547, 600
65	412, 300	489, 000	548, 400
66		489, 600	549, 300
67		490, 200	550, 200
68		490, 800	551, 100
69		491, 300	552, 000
70		491, 900	552, 900
71		492, 500	553, 800
72		493, 100	554, 700
73		493, 400	555, 500
74		493, 900	
75		494, 400	
76		495, 000	
77		495, 400	
78		496, 000	
79		496, 600	
80		497, 100	

	81		497,600	
	82		498,200	
	83		498,800	
	84		499,300	
	85		499,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 305,500	基準給料月額 円 348,900	基準給料月額 円 404,900
				基準給料月額 円 479,800

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

(郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>

第13条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して支給する。

第17条 削除

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の2 第6条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第21条の3 第4条、第6条及び第6条の2の規定は、郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

第13条 (略)

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に対して支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第17条 特定任期付職員業績手当は、郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第21条の2 第6条、第9条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)には適用しない。

(任期付職員についての適用除外)

第21条の3 第4条、第6条、第6条の2及び第16条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p>

(1)～(5) (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

(2)～(6) (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第22条の2 第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （令和3年改正法に伴う郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>28 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第18条の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。 （令和3年改正法に伴う単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>29 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第17条の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。 （令和3年改正法に伴う郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>31 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</p>	<p>附 則 （令和3年改正法に伴う郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>28 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第9条及び第18条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。 （令和3年改正法に伴う単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の経過措置）</p> <p>29 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第8条の2、第15条及び第17条の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には、適用しない。 （令和3年改正法に伴う郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の経過措置）</p> <p>31 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務</p>

<p>の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p> <p>（令和3年改正法に伴う外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の経過措置）</p> <p>32 第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>33 （略）</p> <p>（令和3年改正法に伴う公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の経過措置）</p> <p>34 第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>35 （略）</p>	<p>の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。</p> <p>（令和3年改正法に伴う外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例の経過措置）</p> <p>32 第8条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される郡山市職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>33 （略）</p> <p>（令和3年改正法に伴う公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例の経過措置）</p> <p>34 第9条の規定による改正後の公益的法人等への郡山市職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>35 （略）</p>
--	--

（郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 改正法附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第9項において同じ。）の給料月額は、当該暫</p>

定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第9項を除く。）、第10条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12 (略)

定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条改正後給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6～9 (略)

10 第2条改正後給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 第2条改正後給与条例第6条（第9項を除く。）、第10条、第12条、第13条、第14条の3及び第25条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12 (略)

(郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正</p>

後の郡山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

後の郡山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

（郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関等</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>交通機関等</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（<u>交通機関</u>を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>交通機関</u>を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この条において「<u>自動車等</u>」という。）を使用することを常例とする職員（<u>自動車等</u>を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、<u>自動車等</u>を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p>

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、使用距離その他の通勤の実状に応じ、支給単位期間につき、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員（市長が規則で定める者に限る。）の1箇月の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額（その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、通勤距離その他の通勤の実状に応じ、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める

める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で市長が規則で定めるもののうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間（市長が規則で定める通勤手当にあつては、市長が規則で定める期間）に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事

区分に応じ、運賃相当額及び特別料金等相当額並びに前号に掲げる額の合計額（その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤の実情により特に必要があると認められた場合は、前項の規定による額を超えて支給することができる。

由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第5条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第8項までの規定の例による。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。</p>

(郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、<u>特定任期付職員（企業職員である職員を除く。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市長が規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。</p>

5 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第8条の2から第10条まで及び第12条から第13条の2までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項並びに第24条第2項第1号及び第3項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第24条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けべき扶養手当の月額合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、同条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料月額」とする。

3 (略)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第2項第2号及び第16条第2項並びに第20条の規定の適用については、給与条例第14条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤

6 (略)

(給与条例の適用除外等)

第8条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。)第4条から第6条まで、第8条の2、第9条、第10条、第12条から第13条の2まで及び第24条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。

3 (略)

4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項及び第20条の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付

務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあっては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあっては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。

（郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。
第3条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第8項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。</p>

（郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例の一部改正）

第10条 郡山市立公民館条例の一部を改正する等の条例（令和6年郡山市条例第41号）の一部を次のように改正する。
附則第5項を次のように改める。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償</p>	<p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>附属機関の委員等の報酬及び費用弁償</p>

1 報酬

区分	報酬額
(略)	
民生委員推薦会	(略)
生活保護嘱託医	日額 13,620円
生活保護精神科嘱託医	日額 13,620円
特別障害者手当等審査嘱託医	日額 13,620円
(略)	
感染症診査協議会	(略)
国民健康・栄養調査員 (医師)	日額 59,000円
国民健康・栄養調査員 (看護師)	日額 9,400円
国民健康・栄養調査員 (栄養士又は管理栄養士)	日額 12,000円
歯科疾患実態調査員 (歯科医師)	日額 59,000円
歯科疾患実態調査員 (歯科衛生士)	日額 9,400円
小児慢性特定疾病審査会	(略)
育成医療審査員	日額 8,100円
(略)	
その他の臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者	日額34,700円を超えない範囲内で市長が定める額。

備考 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 報酬

区分	報酬額
(略)	
民生委員推薦会	(略)
(略)	
感染症診査協議会	(略)
小児慢性特定疾病審査会	
(略)	
勤労青少年ホーム運営委員会	委員長 日額 8,100円 委員
(略)	

備考 (略)

2 (略)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定は、公布の日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において郡山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円(行8級職員等にあつては、支給しない。)」とする。
- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 7 第1条改正後給与条例第14条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置)
- 8 切替日以後に新たに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正す

る法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第14条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9 第10条の規定による改正後の郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対応する報酬について適用し、同日前の勤務に対応する報酬については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の規則への委任）

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。ただし、第2条の規定に関し必要な経過措置は、管理者が規程で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1

15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		

69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			

96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1

34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6

61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	

88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

(提 案 要 旨)

一般職の職員の給料表及び各種手当について、国家公務員に準じ包括的に給与制度を改正するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市職員の育児休業等に関する条例及び郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の育児休業等に関する条例及び郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p>

(郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が小学校就学の始期に達するまでの間にある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が小学校就学の始期に達するまでの間にある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして市長が規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「</p>

子を養育」とあるのは「第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）
（介護休暇）

第13条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（第15条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）
（介護休暇）

第13条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市職員の育児休業等に関する条例第3条第6号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第2条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長が規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提 案 要 旨）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの <u>月額310,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,600円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては<u>8,400円</u>）を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの <u>月額309,200円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>5,500円</u>（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては<u>8,250円</u>）を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和

6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

一般職の職員の初任給調整手当及び宿日直手当を改定する。

郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の退職手当に関する条例（昭和40年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤務期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び

退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

(失業者の退職手当)

第16条 (略)

2～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

(失業者の退職手当)

第16条 (略)

2～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

附 則

3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した

き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 9 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第11条第5項第2号の改正規定並びに附則第3項及び第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 9 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

2 この条例による改正後の郡山市職員の退職手当に関する条例第16条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した郡山市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提 案 要 旨）

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市東山霊園管理基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市東山霊園管理基金条例等の一部を改正する等の条例

(郡山市東山霊園管理基金条例の一部改正)

第1条 郡山市東山霊園管理基金条例(昭和46年郡山市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 郡山市東山霊園条例(昭和44年郡山市条例第46号。以下「<u>霊園条例</u>」という。)第8条の規定により納入された使用料のうちから一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) <u>霊園条例</u>第9条第4項の規定により納入された永代管理料に相当する額</p> <p>(益金の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 <u>基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる</u> <u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 郡山市東山霊園条例(昭和44年郡山市条例第46号。以下「<u>条例</u>」という。)第8条の規定により納入された使用料のうちから一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) <u>条例</u>第9条第4項の規定により納入された永代管理料に相当する額</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 <u>市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>霊園の清掃その他墓所の管理に必要な経費に充当するものとする。</u></p>

(郡山市福祉基金条例の一部改正)

第2条 郡山市福祉基金条例(昭和59年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(益金の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる<u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、<u>財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>社会福祉の事業に要する経費に充てるものとする。</u></p> <p>2 <u>基金から生じた収益の額が、前項の規定により充当した経費の額を超えた場合は、当該超えた金額を一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p>

(郡山市文化体育振興基金条例の一部改正)

第3条 郡山市文化体育振興基金条例（昭和59年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>郡山市文化<u>スポーツ</u>振興基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>文化及びスポーツの振興を図るため、郡山市文化スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(益金の処理)</p>	<p>郡山市文化体育振興基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>文化及び体育の振興を図るため、郡山市文化体育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、<u>財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p>

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

(郡山市高齢化社会対策基金条例の一部改正)

第4条 郡山市高齢化社会対策基金条例（平成元年郡山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(益金の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる<u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>高齢化社会対策推進事業に要する経費に充てるものとする。</u></p>

(郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例の廃止)

第5条 郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例（昭和49年郡山市条例第22号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市東山霊園管理基金条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第5条の規定による廃止前の郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例の規定により設置されていた基金に属する現金及び有価証券は、郡山市学校施設整備基金条例（平成24年郡山市条例第33号）の規定により設置されている基金に属する現金及び有価証券とみなす。

（提 案 要 旨）

基金の効果的かつ適正な運用を図るため、関係条例について、所要の改正等を行うとともに、規定を整備する。

郡山市農林水産業振興基金条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市農林水産業振興基金条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、農林水産業の振興等に資する事業に要する経費の財源に充てるため、郡山市農林水産業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

農林水産業の振興等に資する事業に要する経費の財源に充てるため、郡山市農林水産業振興基金を設置する。

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市営住宅条例の一部を改正する条例

郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前																			
<p>(準用)</p> <p>第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、<u>同条第1項各号列記以外の部分</u>中「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第3条、第54条関係）</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟数</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名称	位置	棟数	戸数					<p>(準用)</p> <p>第48条の7 被災者等による市営住宅の使用に当たっては、第17条、第18条、第20条から第27条まで、第36条、第40条並びに第41条第1項（同項第7号を除く。）及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」とあり、及び「入居者」とあるのは「被災者等」と、第17条第1項中「第11条第5項」とあるのは「第48条の3第2項」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第41条第1項」と、同条第3項中「市営住宅に入居した場合」とあるのは「市営住宅の使用を開始した場合」と、同条第4項中「第40条第1項」とあるのは「第48条の7において準用する第40条第1項」と、第25条中「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と、第41条見出し中「住宅の明渡請求」とあるのは「被災者等に係る使用許可の取消し」と、<u>同条第1項本文中</u>「明渡し」とあるのは「使用許可を取り消し、その明渡し」と、同項第2号中「3月」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表（第3条、第54条関係）</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>棟数</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名称	位置	棟数	戸数				
名称	位置	棟数	戸数																				
名称	位置	棟数	戸数																				

(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	43	844
(略)			
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	46	792
(略)			
2・3 (略)			

(略)			
希望ヶ丘市営住宅	郡山市希望ヶ丘地内	44	845
(略)			
小山田市営住宅	郡山市大槻町字小山田前12番地	48	800
(略)			
道ノ窪第一市営住宅	郡山市富久山町福原字道ノ窪53番地	1	2
大師前市営住宅	郡山市富久山町福原字大師前42番地	2	8
(略)			
2・3 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

道ノ窪第一市営住宅及び大師前市営住宅の全部廃止並びに希望ヶ丘市営住宅及び小山田市営住宅の一部廃止により棟数及び戸数を変更することに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

建設業法施行令の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

建設業法施行令の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第1条 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成31年郡山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (郡山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>郡山市水道事業給水条例第40条第10号及び第41条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p> <p>(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>郡山市簡易水道事業給水条例第39条第10号及び第40条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p>	<p>附 則 (郡山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>第1条の規定による改正後の郡山市水道事業給水条例第40条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p> <p>(郡山市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>第2条の規定による改正後の郡山市簡易水道条例第39条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p>

(郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和6年郡山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第40条第10号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

<p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。）</u></p>	
--	--

第1条中郡山市水道事業給水条例第41条第6号の次に2号を加える改正規定を次のように改める。

<p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	
--	--

第2条中郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号）第39条第10号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

<p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	
---	--

第2条中郡山市簡易水道事業給水条例第40条第5号の次に3号を加える改正規定を次のように改める。

<p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	
--	--

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

建設業法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約の変更について

令和5年10月6日議会の議決を得たため池防災・減災事業（新池）対策工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 4 契約金額中「341,792,000円」を「361,496,300円」に改める。

(提 案 要 旨)

労務単価の上昇、浚渫土改良工の変更等に伴い、契約金額を変更する。

工事請負契約の変更について

令和6年6月28日議会の議決を得た河川改修工事（準用河川愛宕川）の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 4 契約金額中「412,225,000円」を「429,412,500円」に改める。

(提 案 要 旨)

鋼矢板の打込み施工法等の変更に伴い、契約金額を変更する。

工事請負契約の変更について

令和4年6月30日議会の議決を得て契約を締結し、令和5年6月30日及び令和6年3月14日議会の議決を得て変更契約を締結した郡山西部第一工業団地（第2期工区）造成工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 4 契約金額中「8,297,425,400円」を「6,939,526,000円」に改める。

(提 案 要 旨)

中硬岩の掘削数量の減少等に伴い、契約金額を変更する。

業務委託契約の変更について

令和3年6月30日議会の議決を得て契約を締結した磐越西線郡山・郡山富田間東部幹線こ線橋新設工事の業務委託契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

4 契約金額中「1,489,942,000円」を「1,026,709,964円」に改める。

(提案要旨)

施行区分の変更等による工事内容の見直しに伴い、契約金額を変更する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 中学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 取得する動産 | 中学校教師用指導書 338冊 |
| 3 取得価格 | 金23,259,500円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 取得の相手方 | 郡山市函景一丁目2番16号
株式会社昭和堂 郡山昭和堂
代表取締役 鈴木 雅文 |
| 6 支出科目 | 令和6年度（債務負担行為）
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

（提案要旨）

中学校教師用指導書を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年2月19日提出

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 中学校教師用指導書等購入事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | 中学校教師用指導書 354冊 |
| 3 | 取得価格 | 金23,022,450円 |
| 4 | 取得の方法 | 随意契約による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 福島市舟場町1番27号
株式会社福島県教科用図書販売所
代表取締役 西澤 俊一 |
| 6 | 支出科目 | 令和6年度（債務負担行為）
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）1 学校教育推進費 |

(提案要旨)

中学校教師用指導書を取得する。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

路線番号	路線名	起 点	終 点
332173	針生10号線	大槻町字針生8番23地先	大槻町字針生136番地先
431827	桑野三丁目5号線	桑野三丁目125番地先	桑野三丁目130番地先
431828	下亀田原中1号線	字下亀田21番45地先	字原中12番4地先
431829	古川榎ノ木1号線	字古川126番地先	字榎ノ木91番4地先

(提 案 要 旨)

市道路線を認定する。

市道認定路線図

大槻町

332173

針生

針生

一般国道4号

仁井田郡山線

一般県道

郡山市立
中央公民館
針生分館

郡山市立
針生保育所

一級河川 南川

仁池向市営住宅



市道認定路線図

郡山市立
大島小学校

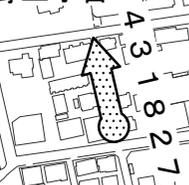
N



一般国道 49号

一般県道 河内郡山線

桑野三丁目



桑野三丁目

郡山市保健所

市道認定路線図



市道認定路線図



郡山市立
芳賀小学校

主要地方道
小野郡山線

一般県道
須賀川二本松自転車道線
一級河川 阿武隈川

4 3 1 8 2 9 古川

榎ノ木

郡山市上下水道局
古川ポンプ場

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、同法同条第2項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

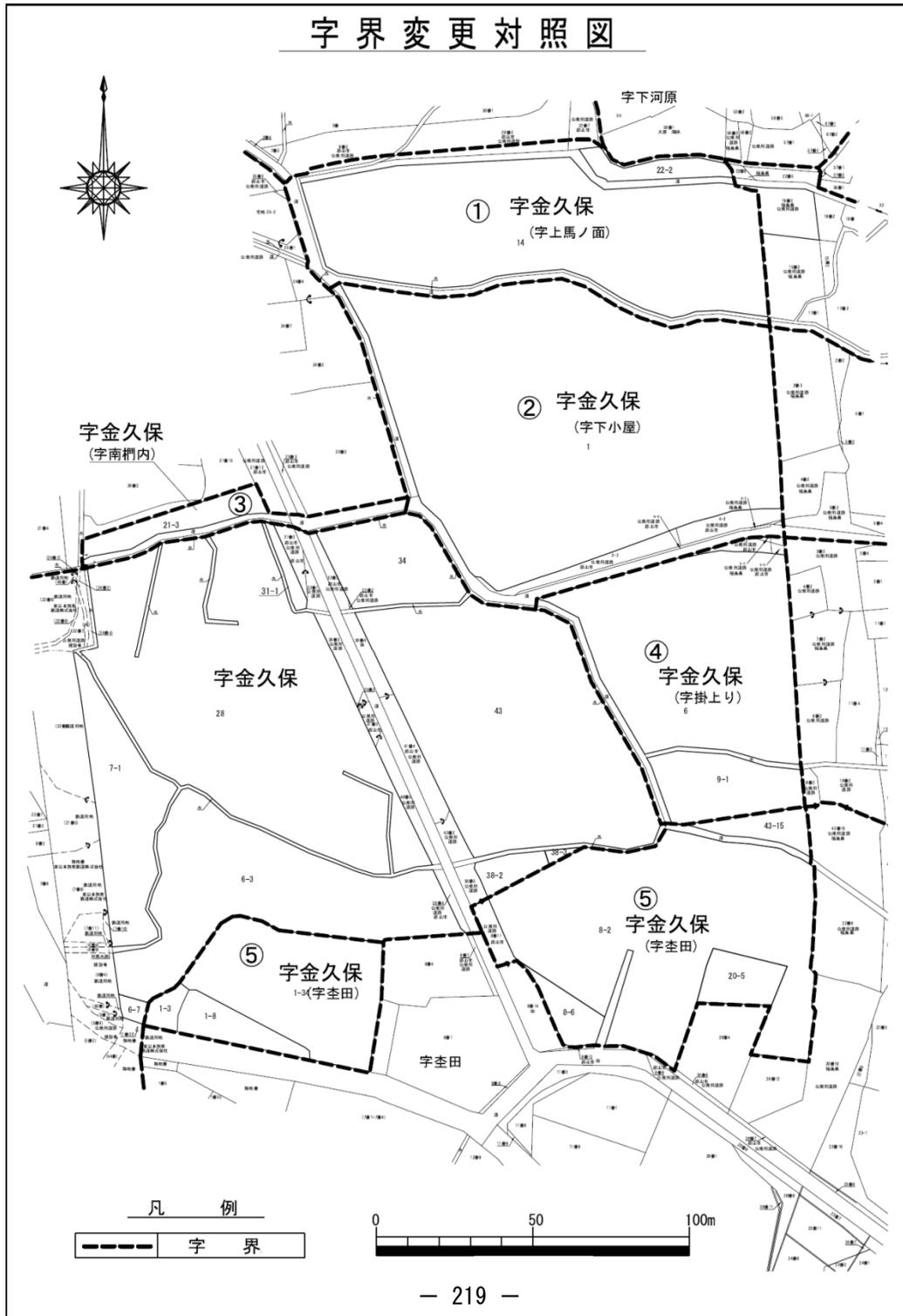
変更調書

図面対 照番号	編入する字名	左の字に編入される区域	
		旧字名	地番
①	喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字上馬ノ面	9番2の一部、14番、20番3の一部、22番2、22番7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
②	喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字下小屋	1番、3番2、4番2の一部、4番3、5番2の一部、6番1、6番2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
③	喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字南櫛内	21番3及びこの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに21番13に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
④	喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字掛上り	3番3の一部、3番5、5番2、5番3、6番、9番1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
⑤	喜久田町堀之内字金久保	喜久田町堀之内字杳田	1番3、1番8、1番34、8番2、8番6、8番11、20番5、43番15及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

(提 案 要 旨)

都市計画法第29条第1項の規定により許可をした開発行為の施行に伴い、字の区域を変更する。

字界変更対照図



専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

専決第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年9月3日午前0時から午前8時までの間において、葉山緑道敷地内の本市が管理する松の木が腐朽により倒れ、
所有の仮設トイレ及び柵に損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、
(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金470,000円

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第37号 和解について（別紙）
- 3 専決第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第2号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 5 専決第3号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 6 専決第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年12月25日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年3月6日午前11時10分頃、郡山市田村町谷田川字石塚95番1地先の市道上において、本市職員が雪の重みにより車線上に越境していた竹の伐採作業中に、伐採した竹が、走行中の[REDACTED]所有の小型乗用車に接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金165,440円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金165,440円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解について次のとおり専決処分する。

和解について（別紙）

令和6年12月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解について

令和6年10月5日午後4時15分頃、郡山市亀田一丁目374番地先の市道上において、[REDACTED] 所有の普通貨物自動車が行中、本市が管理する桜の木の枝に当たり、損傷したことについて、次により和解する。

記

和解事項

- 1 郡山市及び [REDACTED] は、過失割合がそれぞれ5割であることを確認する。
- 2 [REDACTED] は、修理代金を全額負担し、その余の請求を放棄する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和6年12月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年10月16日午後3時頃、郡山市富久山クリーンセンターにおいて、ごみ投入扉が誤作動を起こし、
所有の特種自動車に接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、
(2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金48,274円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和7年1月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和5年10月6日議会の議決を得たため池防災・減災事業（宝沢沼）対策工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「748,678,700円」を「757,271,900円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和7年1月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和6年6月28日議会の議決を得た河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「481,500,800円」を「477,693,700円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和7年1月14日

郡山市長 品川 萬里

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和7年1月14日

郡山市長 品川 萬里

